

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成22年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成22年10月7日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成22年10月7日 木曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後5時27分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県立浦添看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 2 陳情平成20年第41号、同第43号、同第53号、同第57号、同第63号、同第64号、同第78号、同第112号、同第125号、同第134号、同第137号、同第142号、同第148号、同第188号、同第189号、同第192号、同第195号、同第199号、陳情平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第32号、同第41号、同第50号、同第52号、同第57号、同第60号、同第61号、同第65号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第99号、同第105号、同第106号、同第110号の2、同第112号、同第113号、同第116号、同第117号、同第122号の3、同第132号、同第133号、同第137号から同第139号まで、同第142号、同第145号、同第148号、同第149号、同第153号、同第160号、同第178号、同第192号、同第193号、同第196号、同第197号、同第200号、同第203号から同第205号まで、同第210号、陳情第2号、第8号、第23号、第24号、第27号から第33号まで、第38号、第40号、第41号、第49号、第52号、第53号、第57号、第61号の2、第62号、第76号、第78号、第81号、第83号、第84号、第94号、第95号、第97号から第101号まで、第103号、第104号、第106号、第120号から第123号まで、第128号、第129号、第137号、第138号、第139号、第143号、第145号、第147号、第152号から第154号まで、第158

号の3、第160号、第162号、第164号、第174号から第176号まで、第178号、第179号及び第183号

3 閉会中継続審査（調査）について

4 視察調査日程について

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん
委 員	上 原	章 君
委 員	奥 平	一 夫 君
委 員	比 嘉	京 子 さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教 育 長	金 武 正八郎 君
総 務 課 長	前 原 昌 直 君
財 務 課 長	安慶名 均 君
県立学校教育課 長	諸見里 明 君
県立学校教育課特別支援教育監	大 城 徹 彦 君

義務教育課長 上原敏彦 君
義務教育課副参事 長堂嘉一郎 君
保健体育課長 渡嘉敷通之 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第1号議案、陳情平成20年第41号外126件、閉会中継続審査調査について及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めております。

まず初めに、教育委員会関係の陳情平成20年第57号外58件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

御手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審議対象は、陳情58件で、内訳は継続53件、新規5件でございます。

継続審議となっております陳情53件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針の変更について説明いたします。

説明資料の65ページをお開きください。

変更部分は下線で示しております。

陳情第145号の沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

県立高等学校唯一の泊高校通信制課程は、入学志願者や転入学及び編入学希望者が多く、長年にわたり過密の状態が続いております。平成14年度からの編成整備計画においては、沖縄本島中部地区への定時制通信制独立校の設置計画でありましたが、定時制のニーズが低いことなどから、平成19年度に計画の見直しを行い、沖縄本島中部地区の既存の高校へ通信制課程を設置することとしております。平成20年度に、生徒の交通の利便性や施設設備等を条件として検討を行った結果、宜野湾高等学校へ設置することとしました。通信制課程の設置年度については、平成23年4月開設に向けて準備を進めてきましたが、体育施設使用の課題や、宜野湾高等学校の生徒と中学生への周知を図ることが求め

られており、準備に十分な時間をかける必要があることから、保護者等の理解を得た上で1年間延期し、平成24年4月に宜野湾高校へ通信制課程を設置することとしております。県教育委員会としましては、今後とも、保護者及び地域住民等に対し丁寧に説明し、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

続きまして、新規陳情について説明いたします。

説明資料の66ページをお開きください。

陳情第154号の珊瑚舎スコーレ・夜間中学校の運営支援に関する陳情が、沖縄県退職教職員会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1、2 憲法89条で公の支配に属しない教育の事業に対し、公金を出してはならない旨の定めがあります。このため、珊瑚舎スコーレに対して、直接的な義務教育費の補助、運営への補助を行うこと等の財政的支援は、現行の制度上、厳しいものがあります。しかしながら、戦中・戦後の義務教育未修了者の方々へ学ぶ機会を提供することは大切なことだと認識しております。現在、これらの方々への支援事業という視点で学習支援等に係る予算措置について、国に要望しているところであります。

3 現在、戦中・戦後の混乱期における義務教育未修了者の方々への学習支援について国へ要望しているところであり、その方向性がまとまり次第、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の67ページをお開きください。

陳情第164号の沖縄学生会館に関する陳情が、糸数昌信氏から提出されておりますが、陳情第23号と同じですので、同第23号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の68ページをお開きください。

陳情第174号の沖縄県の船員（海技従事者）の確保・育成に関する陳情が、全日本海員組合沖縄支部支部長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

沖縄水産高等学校の専攻科には、漁業科、機関科及び無線通信科が設置されており、高校卒業者を対象に2年及び2年半の修業年限となっております。当該専攻科は、漁船及び商船の技術者や無線通信業務並びに電子機器等の保守管理業務に従事する技術者を養成しており、本県水産業及び海洋関連産業を支える人材の育成という大きな使命を担っております。県教育委員会におきましては、本県の海技従事者の確保・育成は重要と考えております。なお、沖縄水産高等学校専攻科の生徒数の拡大につきましては、今後のニーズや応募状況等を見守るとともに、本校が地域で活躍できる有為な人材の育成ができるよう、今

後とも専攻科の充実に努めてまいります。

次に、説明資料の69ページをお開きください。

陳情第175号の子供の貧困化防止を求める陳情が、沖縄県女性団体連絡協議会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

2 学校給食費は、学校給食法の規定により、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者である市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。また、授業等で使われる教材の中で、教科書については、国から全児童生徒に無償で供与しておりますが、それ以外の教材については保護者負担となっております。経済的困窮による給食費や教材費等への支援が必要な児童生徒については、教育の機会均等の立場から市町村において、学用品や学校給食等の就学援助が行われております。県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ就学援助費の助成等について要請を行っているところであります。

4 本県では、就学意欲がありながら、経済的理由等により高等学校、大学等への就学が困難な生徒や学生に対し、奨学金の貸与を行い、有為な人材の育成に努めているところです。現在、沖縄県国際交流人材育成財団が行う奨学金事業は、県の補助金、貸付金と元奨学生の返還金等が財源であり、返還が滞る場合には今後事業の縮小につながり、有為な人材の育成に支障が出てくるものと考えられます。県教育委員会としましては、奨学金の円滑な返還のためにも保証人制度の継続は必要だと考えております。

説明資料の70ページをお開きください。

5 泊高等学校通信制課程で学ぶ生徒達に安心、安全で快適な学習環境を整えることは重要なことと考えております。学校への託児室設置については、在校生の要望を踏まえ、学校が主体的に取り組んでいるところであります。県教育委員会としましては、学校と連携を図りながら託児室設置について適切に支援してまいりたいと考えております。なお、県立高等学校の授業料につきましては、所要の条例改正を行ったところであり、平成22年4月1日より不徴収となっております。

6 現在、文部科学省においては給付型奨学金を、平成23年度予算で概算要求しております。県としましては、国の動向を注視しながら、引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対し給付型奨学金等の制度の創設を要望し、奨学金制度のさらなる拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、説明資料の71ページをお開きください。

陳情第176号の医療的ケアに関する陳情が、おきなわ障がいケアネットワー

ク代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

13 医療的ケアを必要とする児童生徒の就学につきましては、市町村の判断により認定就学者として認められた場合、地域の小中学校へ就学することも可能であります。現在、訪問看護につきましては、自宅や老人施設等に限られており、学校での実施については、国の障害者制度改革推進会議において議論されているところであり、今後の動向を注視しつつ関係機関等と連携を図ってまいりたいと思います。なお、特別支援学校においては、医療的ケア体制整備事業により看護師を配置し、安心・安全な学習環境の整備に努めております。

14 小中学校等に在籍している児童生徒が病気等で長期入院を余儀なくされた場合は、特別支援学校への転学手続により病院内訪問学級で教育を行っております。また、短期入院の場合は、転学せず小中学校と連携しながら訪問学級で学習支援を行っております。病院内訪問学級は、入院中であっても児童生徒の学習機会を保障することは重要であることから、県教育委員会においては、琉球大学医学部附属病院、県立南部医療センター・こども医療センターなど県内8病院に設置し対応しているところであります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 3ページの陳情平成20年第63号、サッカー専用スタジアム。これは今県議会でも多くの議員の皆さん方が、Jリーグに昇格できて、サッカー場の施設というものが沖縄県内にも必要だということ。さらには子供たちの夢や希望等を含めて、県内でもサッカースタジアムの建設はぜひ必要だという多くの県民の要望もあって、こういう陳情が数多く出されて、また議員の中からも質問が出ていると思いますが、知事の答弁では、一步踏み込んで頑張って実現に取り組みたいという答弁がありましたけれども、教育長は今県議会もな

かなか慎重でしたね。その後は何か心境の変化はありますか。知事があそこまで踏み込んで、自分が引き取ってでもいいから教育長と詰めていきたいという話をされているのだけれども、教育委員会の教育長が知事にあそこまで言わせるのではなくて、本来であればあなたのほうでリーダーシップをとって、しっかりと前に踏み込んでいってやるという気概があってもいいのではないかと僕は思うのだけれども、どうもこの辺が慎重過ぎて。どうなのでしょう。

○金武正八郎教育長 先日の一般質問の中で、沖縄市泡瀬の総合陸上競技場をJリーグの施設に改修できないかということでありましたけれども、その管轄は土木建築部でありまして、それで私のところとしては関係部局と一私たちとしては子供たちの夢を実現する、やっぱりサッカーがこれだけ世界大会でも活躍している状況の中で必要だと考えていますので、管轄は土木建築部ですので、私としては関係部局と調整をしながら進めていきたいという答弁をしたわけでございます。

○翁長政俊委員 そこがどうも教育施設として、スポーツ施設として必要かという議論になると、これはやっぱり皆さんの管轄なのですよ。今現在あるスタジアムを改修してサッカー専用につくりかえるということになると、それは土木建築部がかかわってくるだろうけれども、ただ、基本中の基本のところはやっぱり教育委員会、教育長がある意味ではしっかりとした方向性、目標を持ってやらないことには、これはなかなか前に進まないだろうと僕は思うのだよ。問題なのはやるという、スポーツ施設として必要だという、これを前提にどう踏み込んでいくかが、これが実現するかしないかの瀬戸際にあるわけですよ。どうも一步引いているような感じがして、一步引いているのではなくてもっと前に踏み出して、今改修工事に入る、入らないというよりも、きちんとういう方向でいくという前向きな答弁があってもいいのではないですか。

○金武正八郎教育長 教育委員会は、学校教育としてのスポーツを担当しておりまして、サッカー競技場としては県内にも幾つか整備されておりまして、教育施設としてはある程度十分に需要を満たしているのではないかなと認識しております。今、翁長委員がおっしゃるJリーグなどにつきましては、やはり教育委員会だけではなくて、観光商工部、それから土木建築部もありますし、企画部等と一やっぱりこれは大きなプロジェクトですので、例えば施設を整備するためにも大きな金額が必要ですし、運営するためにも毎年数億円というお金が必要ですので、やっぱりそういうプロジェクトチームをつくってやること

大事だと思っています。またそういう形で、今知事もぜひそういうことをやろうという形で進めております。調査は私たちが引き受けて、いろいろと調査をして、経費とかどれぐらいかかるかとかやりましたけれども、これからどう進めていくかということについて、関係部局でプロジェクトチームを立ち上げて早急にやっていく必要があると考えております。

○翁長政俊委員 調査研究は皆さんのところでやったと、あとは知事部局に引き取ってもらって、要するに関係部局を集めてプロジェクトチームをつくってやるということなの。そういう方向性でずるずるとこの四、五年進んできたのではないの。私はどこかが責任を持って進めるという形のものがないと、イニシアチブをとってですよ。だからこれは本来であれば、教育委員会がやるべき仕事であって、何も知事部局の問題ではないと僕は思っているのですよ。皆さんがイニシアチブをとってやることによって、これに付随する関係のところは知事部局からついてきて、このプロジェクトにのっかっていくというやり方ではないと、これは主体的に前に進まないのではないかと思うから言っているのですよ。県民からこれだけの要望があるものを、これは私も何回か質疑をさせてもらってるのだけれども、遅々として前に進まないのですよ。善処してますとか、検討してますとか、調査研究をして前進させますとかという、この抽象的な発言ばかりで終わってしまっているものだから、ここは、今度の県議会で知事があそこまで踏み込むのだから、そこは皆さん方が、知事部局もその気になっているのであれば、教育委員会の実績としてやればいいのではないの、どうなのですか。

○金武正八郎教育長 翁長委員がおっしゃることに関しまして、大変重要なことだと思っています。私たちも関係部局と今調整をしているところでして、知事からもいろいろな形で助言を受けながら今進めているところでありますので、ぜひそういう方向で行くように私たちも働きかけてまいりたいと思います。

○翁長政俊委員 私の希望ですけれども、先ほどから指摘しているように教育委員会が社会教育施設としてやるというイニシアチブをとって、あとの土木建築部や観光商工部も含めて、皆さんのプロジェクトにのっかってこさせるというシステムでやらないとなかなか事が前に進まなくて縦割りで、あそこがやらないといけないとか、こっちは向こうがやらないといけないとかというようなやり方では、どうも前に進むということが、この間の経緯を見ても難しいような感じがします。ですから、サッカー人口がこれだけ多くなって沖縄のサ

サッカー関係者、県民からも広くそれが今要望されているし、ましてやJFLでしたか、二軍か三軍ぐらいで今沖縄のFC琉球あたりが頑張っているわけでしょう。ここを要するにかさ上げして行って、フランチャイズチームとして沖縄にこういったサッカーチームがあるということは、これは子供たちにとっても大きな財産になるし、また夢にもなるのだよ。だからそういう意味でこういう施設は必要ですし、興南高等学校の春夏連覇も含めて、ゴルファーの宮里美香ちゃんも含めてですよ。これだけ沖縄の子供たちがスポーツに積極的に好成績を残していく、やればできるという感覚は、これはもっともっと大事にして進めていかないといけないし、そういうものを進めながら、今教育委員会が課題にしている頭の部分をつくっていかないといけないのだよ。この頭の部分、いわゆる学力を上げていくという部分も、これはやればできないことはないと思うのだよ。やればできないことはないと思っているし、この部分を特化して何か学力を上げていくための、両方がうまくマッチングしたようなやり方というのは、沖縄の持っている個性みたいなものでできるのではないかなと私は思っているのだけれども、どうもこの辺がうまくかみ合っていないような気がするなど思っているし、ただ、全国レベルではスポーツが先行しているということは間違いないのだから、だからこれをどんどん進化させながら、この学力の部分も追いつかせていかせるというやり方のほうが、より沖縄の個性が出るのではないかなと思っていますから、頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 陳情第175号、69ページからいきます。子供の貧困化防止を求める陳情で、奨学金の条件緩和、保証人なしにしてほしいという要望なのですけれども、まず考え方を先にお尋ねしたいと思います。保証人なしということについて今の県民の状況からして、要望にかなった県民の思いではないかと思うのですけれども。

○金武正八郎教育長 保証人の件ですけれども、本県の奨学金事業の財源は、先ほどの陳情の中にもありますように、県の補助金、貸付金、元奨学生の返還金等が財源であります。その返還が滞る場合には、今後の事業の縮小につながりまして、有為な人材育成に支障が出てくるものと考えておるわけでございます。したがって、円滑に返還をしていただくためにも連帯保証人、それから保証人というのは今のところやはり必要ではないかと考えております。

○西銘純恵委員 申請しようとして、保証人が見つからずできなかったという件数はどれだけあるのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 今手持ちの資料ではございません。申しわけございません。

○西銘純恵委員 各学校現場ではそういう声はたくさん出ていると思うのですよ。調査をしたことはありますか。

○諸見里明県立学校教育課長 調査をしたことはございません。沖縄県国際交流人材育成財団もやっていないと思います。

○西銘純恵委員 ここ10年以内で本当に貧困が拡大している。構造改革というのが大もとにあるのですけれども、生活福祉資金を低所得者に貸し付けをするのも去年10月から保証人なしにされたのですよ。中小業者に対する貸し付けの制度も無担保、無保証、保証人なしなのですよ。だから、この教育の奨学資金についても、保証人がなくて借りられないというのは現実に周りで耳にされていると思うのですよ。やっぱり教育を受けるという、教育を保障していくということからも、今の時勢といいますか、保証人をなくすことは一番求められるのではないかと思うのですよ、考え方はどうでしょうか。

○金武正八郎教育長 西銘委員のおっしゃる件につきましては、やっぱり今、社会状況の中でも保証人をお願いするということは大変難しい時代であるということには認識しております。それから、そうではあるのですけれども、やっぱり財団としては、そういう資金をやるためにはやはり保証人制度は必要だと考えております。しかし今、国自体は日本学生支援機構の中では保証人制度があります。ですけれども、高等学校の奨学金に関しての保証制度をこの中に組み入れてくれという形で、私たちは国のほうに今要望をしておりますので、その方向で保証制度を拡充していきたいなと思っております。

○西銘純恵委員 保証制度というのは、保証協会のような別の保証をつくっていくということですか。個人的に保証人を探せない皆さんが断念しないようにということですか。もう一度お願いします。

○金武正八郎教育長 県としましては、財団法人日本国際教育支援協会が実施している期間保証制度を都道府県の奨学金制度でも利用できるよう、今、全国都道府県教育長協議会等で国に対し要望しているところでございます。

○西銘純恵委員 ぜひ、それを実現してほしいと思います。今のページに関連して、就学援助で給食費、教材費を無償にしてほしいという要望に対して就学援助が行われているということですが、全国と比較して本県の就学援助率はどうなっているのでしょうか。

○安慶名均財務課長 平成21年度の就学援助一要保護、準要保護児童生徒への支給率は、沖縄県が15.34%でございます。全国平均が14.51%でございます。

○西銘純恵委員 所得の高い都道府県、県民所得は7割、204万円ですが、ピックアップで構いませんけれども、高いところの就学援助率はどれだけでしょうか。私は東京都、大阪府とか言いましたけれども、高いところをお願いします。

○安慶名均財務課長 文部科学省から公表された資料によりますと、これは平成21年ですが、まず1位が大阪府の27.48%、2位が山口県の24.33%、3位が東京都の22.61%でございます。

○西銘純恵委員 東京都の平均所得はどれだけですか。

○安慶名均財務課長 今グラフで見えていますけれども、おおよそ四百七十、八十万円程度でございます。

○西銘純恵委員 沖縄県民の所得の倍以上のところでは就学援助が23%台あるのですよ。だから沖縄県民が、実際に授業料を払えないとか学校給食費を払えないというものに対して、きちんと一対応する制度が就学援助だとおっしゃるものですから、やられていないというところをどう考えていらっしゃるのか。そしてもう一点、市町村別に就学援助率が一番高いところと低いところをお願いします。

○安慶名均財務課長 市町村の数字でございますが、平成21年度—これは市町村が認定した率でございます。率の高いのが渡名喜村で36.67%、第2位が沖

縄市の24.17%でございます。率の低いところは座間味村の0.92%、今帰仁村の2.86%というのがございます。

○西銘純恵委員 座間味村、今帰仁村が0%台とか2%台と言われたのですが、結局は子供たちに対する割合ですから、ほとんど機能していないと私は見ているのですが、これは市町村が独自にこれをやるということになってきて、財源をどのように使うかというところでの違い、渡名喜村が高いということは、やはりそこに目を向けてということもあろうかと思えます。だから一概に言えないとは思いますが、ただ、離島は現金所得がそんなに低く低くであろうという部分で、果たしてこの就学援助というのが機能しているかも私は見ていただきたいと思うのですよ。だからやっぱり給食費や教材費を無償にすることは、就学援助というのが市町村がやっているということで市町村任せにするのではなくて、何らかの支援といいますか、県も考える必要があるのではないかとと思うのですが、教育長の見解を求めたいと思えます。

○金武正八郎教育長 やっぱり機会均等を守る上で子供たちの教育をしっかりと保障する、そういう制度を充実させることは大事だと思っております。私たちとしては、各市町村がその趣旨に基づいて、しっかりと就学援助をしていただくということを指導するとともに、また各市町村がそうなされているかどうかということも把握をして、子供たちがしっかりと学べるような環境をつくっていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 県が独自にということについては検討することはないということですか。

○金武正八郎教育長 各市町村の取り組み状況とかそういうことも含めながら、そこも合わせて少し研究をしていきたいということでございます。

○西銘純恵委員 そうしますと今の状況では、例えば数年間の推移を見ても、市町村就学援助が全国的にも増加しているし、県自体も増加しているわけですよ。ただ、横ばいとかそういうところについては、きちんと丁寧に見ていって、市町村の必要とされる場所に就学援助が行っているかどうかというのを、指導するのですか、県は何をするのですか。

○金武正八郎教育長 まず、県は市町村の就学援助の実態をしっかりと把握して

いくということが大事ですので、やはり市町村が、必要な就学援助がしっかり行われるように、そういう実態を踏まえて国にも十分な財源措置をするように働きかけていくとともに、市町村にもまた国から財源措置がされておりますので、そういう形を果たしていくということを指導してまいりたいと。市町村への財政的支援を現在直接に行うということは県としては困難でありますけれども、子供たちにしっかり学びを保障するためにも、就学援助が充実するように国に働きかけていきたいと。また国も今のところ、そういう動きがございますので、私たちとしては国の動向も注視しながら、市町村と連携をとりながらやってまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 給食費と教材費の無償化を国に要請をすることについてはどうですか。

○安慶名均財務課長 給食費と教材費を取り上げて無償化という形の要請は行っておりませんが、就学援助は、要保護については国の補助が入っておりまして、準要保護については交付税措置がある市町村の単独事業になっておりますので、そういった交付税措置等の財源措置を、市町村が十分な就学援助ができるような財源措置を、今、国に要請をしているところでございます。

○西銘純恵委員 義務教育は無償と憲法に定めがあるものについて、これとの関連で、最後に教育長に今の件についてお尋ねします。憲法の実施との関係で。

○金武正八郎教育長 学校給食費の無償化等につきましては、やはり現行制度においては厳しいものがあると思います。それで、憲法第26条の義務教育はこれを無償とするという規定につきましても御承知だと思いますが、昭和39年2月26日の最高裁判所大法廷の判決で、教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用までを対象に含んだものと解することはできないとなっております。しかしながら、やっぱり子供たちの教育を保障することは重要なことですので、就学援助制度をしっかりと充実させて、そういう困っている子供たちには就学援助をしっかりと受けてもらおうと。そしてその中身を市町村がサポートできるように、私たちとしてはいろいろな指導とか支援をしてまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 判例を出されてきているのですけれども、教育行政を担う教育長として、本当に判例がどうであれ、やっぱり制度を通して就学援助にしか

支援がなされていないことについて、きちんと教育が受けられないという現状がある中で、それを破っていくといいですか、改めて変えていく。新たな裁判が出されていないこともあるのかもしれませんが、そういう立場で臨んでほしいと思います。一応この件については終わります。

71ページの陳情第176号、医療的ケアに関する必要とする陳情、希望する学校に就学できるようにというものに対して、市町村の判断で認定就学者として認められたときには、地域の小中学校に就学することも可能であるということですが、現状ですが、地域の小中学校に医療的ケアを必要とする子供たちが通っている事例はありますか。

○金武正八郎教育長 今、私たちが把握しているのは4件でございます、うるま市のほうで看護師を配置していると。豊見城市で気管切開の子供に対して支援に看護師を配置していると。それから南城市のほうは1人おりまして、このほうは看護師ではなくて保護者が対応していると。そして、石垣市のほうでは、看護師を1人配置して対応しているということ把握しております。

○西銘純恵委員 希望者ももっといるのかどうかについてはおいておきまして、今、保護者が対応されている、そして看護師がついている、その違いは何か。

○金武正八郎教育長 医療的ケアは基本的には本人または保護者が行うと。看護師の場合は保護者が要請をして行うと、要請に基づいて看護師を対応してもらおうと。ですから、中には自分で吸引をしたりする子もいますし、インシュリンなどそういうのを打ったりする医療的行為をやる子もいますし、親が対応するのもあります。基本的に看護師配置については、親が要請をして初めて行うということでございます。

○西銘純恵委員 南城市は保護者がついているということですが、保護者でなければだめよと言われたのではないですか。看護師の要請を必要とすればつけられることを知らないということはありませんか。

○金武正八郎教育長 医療的ケアの場合は、保護者によっては任せられないという形で、自分でやるという方もおられます。ですから、南城市については要望があったかどうかについて詳細は把握していませんけれども、基本的には看護師を要望するかどうかは親が決めると。看護師を要望しても、その看護師は

医師の指導を受けて、子供は一人一人対応が違いますのでその子の研修を受けて、そして看護師は医師の指示のもとに看護をやっているという形で、今対応をしております。

○西銘純恵委員 わざわざ要望が出ているというのは、やっぱり保護者がつかないとだめということで普通学校に行けないとか、そういう事例が隠れているのではないかと私は思っているのですよ。ですからここは医療的ケアを必要とするという当事者の皆さんから出てきた要請ですから、南城市の件についてぜひ実態を調べていただいて、看護師の配置ができる、保護者も任せたいということがあるのであればそれに持っていくと。そして全県的に市町村一那覇市にしてもいるのではないかと予測するのですよ。だから、それが看護師をつけて通学ができないことがあるのかなのか、ぜひ調べていただきたいのですがいかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 医療的ケアの対象とする児童生徒につきましては、非常に対応の差がありまして、まず一人でできる、親がいなくてもできる、それから看護師が必要な場合とがあるということでもありますので、それについて親が地域の学校にこの児童生徒を送りたいという場合には、まず地域の市町村が小中学校について管轄ですので、市町村でそういう対応についてできるかどうか審議をして、できるという場合には普通の学校にも通学できるというシステムになっているわけです。今現在、そういう形で各市町村が対応しておりますし、重度になった場合には、特別支援学校の医療的ケアを県のほうでも5校でやっておりますので、そこで対応しております。今、西銘委員がおっしゃっていることについて、市町村でそういうことがあって漏れがあるかどうかについては、声を聞いてみたいと思っております。

○西銘純恵委員 この認定をしたケースについて、市町村の聞き取り調査、どういう判断をしたのかも含めてぜひやっていただきたいと思います。そうしないと、実態として必要とされる皆さんがきちんとできているのかどうか、どこに壁があるのか見えないわけですよ。それはもう大事なことだと思いますので、調査をぜひ早急にやっていただきたいと思います。

○金武正八郎教育長 今、市町村で認定就学者については窓口を開いて、地域の中でいろいろと検討してやっておりますので、市町村の教育委員会等と意見交換をする中で、そういう必要性も含めて議論をしていきたいと思っております。

す。

○西銘純恵委員 次に移ります。43ページの陳情平成21年第205号、幼稚園の制度改善に関する陳情ですけれども、今、県内の幼稚園は1クラス何名でしょうか。3歳児、4歳児、5歳児となっていると思うのですけれども。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に35名でございます。

○西銘純恵委員 35名ということは3歳児でも35名でしょうか。保育所に通っている子供たちは保育基準といいますか、どのようになっているのでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 保育所については、こちらでは把握しておりません。

○西銘純恵委員 把握していないようですが、幼稚園教育ということで教育もプラスされる部分と、保育所は児童福祉の面からやっているところではあるのですけれども、私は教育的部分が入るところで、やっぱり教師の手厚い配置が重要だと思っているのですよ。だから今、保育所の人数がわからないと言いましたけれども、実際は保育所と3歳児幼稚園はどうするかと悩む方がいるわけですよ。だからそういう保護者の声も皆さんは聞いて、保育所は何名当りに保育士は何名とか知っていらっしゃると思うのですよ。ですから、知りませんでは通らないと思いますので、ぜひ特にこの陳情に関して、人数を減らしてくれとある中での質疑ですから、答えていただきたいと思います。

○上原敏彦義務教育課長 基本的には、教育庁は公立幼稚園の管轄ですので、私立の保育園、幼稚園については、これは現在、手持ちの資料としてはございません。

○西銘純恵委員 幼児教育の人数がどうなのか、ましてや小学校1、2年生で30人学級を実施してきているわけですよ。その中で、なおかつ低年齢の幼稚園生が35人に関してどのように考えているかというのが問われるわけですよ。いかがですか、35人というのは。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、公立幼稚園は先ほど申しあげましたように35人ですけれども、幼稚園につきましては市町村の管轄でございますので、市町村の財源等に応じ、その人数等について検討していくことが可能だと思います。

ます。

○西銘純恵委員 教育を管轄する県が、クラス人数をどのように考えているのですかという基本的な考え方を私はお尋ねしているのですよ。保育所では、先ほど言いませんでしたので言いますが、3歳児は20人の子供に対して1人保育士配置なのですよ。4、5歳児が30人で1人、皆さんおわかりなのですよ。だからそういう意味では、この幼稚園教育というのが、1クラス35人というのが、今、幼稚園の中にも発達障害を含めて、いろいろ新たな子供の状況が変わってきているということが出ているわけですよ。だから1クラス35人が市町村任せで投げていいのでしょうか。小学校で1、2年生30人以下ということでやっていらした教育長が、幼稚園教育に対してどのように考えているのですか。

○金武正八郎教育長 幼稚園の定員につきましては、35名という国の基準がございますので、それを受けて市町村が教育の実情に応じて何名にするかというのを定めることになっております。県としては、やはり幼稚園の子供たちが教育をしっかりとできるような形で、定員は市町村が定めていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 小学校の基準も、国の基準は40人ですよ。だけれども、県は30人学級を進めるということでやっているわけでしょう。幼稚園は市町村だからわかりませんで通るのですか。

○金武正八郎教育長 小中学校に関しましては、定員の算定とかそれについては私たち県のほうで管轄しております。幼稚園職員の給与とか財源については、市町村に交付税措置がされておまして、そのところは交付税措置に基づいてどう配置していくかというのは市町村の裁量ですので、やっぱり市町村の対応について尊重せざるを得ないのではないかなと思っております。

○西銘純恵委員 具体的に市町村の教育委員会とクラス定員について、小学校高学年になっても30人学級でやるのだけれども、幼稚園は35人というのは多いのではないですかとか、そういうやりとりは皆さんやっていませんか、一切ないのですか。

○金武正八郎教育長 小学校が30人学級でこういう形で動いておりますので、市町村もそういう意見があるということは承知しております。市町村教育長協

議会とか教育委員長協議会の中でも、今、議論をしているところでございますので、そういうところを少し、私たちも市町村と協議を重ねながら、県としてもどうするかという方向はこれから検討していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 市町村の議論の中身を少し説明願えますか。

○金武正八郎教育長 私がお話ししたのは、小学校が30人学級が導入された—1、2年に導入されたということで、幼稚園のほうもどうかという形での意見でございます。細かく具体的に、35人から減らした場合にどういう効果があるかについてはまだ深い議論はしておりません。小中学校でやっているの、幼稚園もやっぱりやるべきではないのかという御意見があるということでございます。

○西銘純恵委員 市町村の中からもそういう声は出ているということですか。

○金武正八郎教育長 正式というよりも、私たちの協議会の中でそういう話があるということでございます。

○西銘純恵委員 財源とかそういう話もかかわってくるのですけれども、実際は教育委員会の中でそういう声が出ているということであれば、積極的に具体化されていく、少人数にしていくということも財源は各市町村で違うでしょうけれども、県のほうから少人数にするためにどうするかというところで、具体的に煮詰めていただきたいと思うのですよ、いかがですか。

○金武正八郎教育長 市町村教育長協議会等々でそういうことについては、これから意見交換をしていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 最後に361ページの陳情第121号、30人以下学級の問題についてお尋ねします。1、2年生で30人学級にということで、県は加配を活用してこられたわけですよ。今度、文部科学省が教員の定数、割合といいますか、正規と非正規の教員の割合を公表されていますよ。沖縄県もその調査に回答されたと思うのですけれども、どのような状況になっていますか。

○金武正八郎教育長 御承知かと思えますけれども、臨時的任用職員には欠員—つまり定数の中での臨時的任用職員というのと、あと1つは加配という臨時

的任用職員と、それから産休等の代替の補充があります。それを総計して、小学校で臨時的任用職員が1076名、中学校で652名、高等学校で580名、特別支援学校で247名となっております。合計で2555名となっております。

○西銘純恵委員 全体の教員に占める割合はどうか。

○金武正八郎教育長 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全体を占めますのは19.1%となっております。

○西銘純恵委員 2割の割合で臨時的任用職員が入っているということですが、全国都道府県との比較で正規教員に対する臨時的任用職員、非常勤講師等の調査がありましたが、それをお尋ねしたいと思います。全国平均と沖縄県です。

○上原敏彦義務教育課長 平成20年度で全国平均が94.1%でございます。本県は83.6%です。

○西銘純恵委員 私がお尋ねしているのは、文部科学省に出された資料で一番新しいものをお尋ねしたつもりなのです。皆さん提出されているのですか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より円滑な委員会運営のために既に把握している数値等の質疑は避けるようにとの申し入れがあった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
上原義務教育課長。

○上原敏彦義務教育課長 全国平均が93.7%でございます。本県が83.1%でございます。

○西銘純恵委員 臨時的任用職員の数が83.1%ということですが、沖縄県は全国でどのような位置にありますか。

○上原敏彦義務教育課長 臨時的任用職員の割合が一番多い県となっております。

す。

○西銘純恵委員　いわゆる教員数を正規だけでこなしているといえますか、そういうところはないのでしょうか。平均が93.7%ということで、沖縄県と比べても10%違うわけですよ、臨時的任用職員が沖縄県は多いと。私は、その臨時的任用職員が多いというのが教師のいろいろな精神的なストレスとか、多忙とか、そういう問題も引き起こしていると思っているものですから、きちんと正規職員を採用することができない理由はどこにあるのかということをお尋ねしたいのですよ。

○金武正八郎教育長　本県が全国で一番、臨時的任用職員が多いという要因は、加配定数を国のほうから全部で846名もらっているということでございます。その846名が基本的には臨時的任用職員で、小学校ですと約10%ぐらいの数をもらってきて、その加配定数の方々がほとんど臨時的任用職員になっていることがその要因になっております。この加配定数というのは、毎年毎年、こちらのほうから申請をして人数が変動していきますので、正規職員にするかどうかについては判断が大変迷うところがありまして、そういう対応になっているわけでございます。

○西銘純恵委員　加配定数が800人近くということですが、秋田県もたしか沖縄県と大体同じぐらい加配が入っていると思うのですよ、御存じですか。加配は沖縄県だけが特別に多いということはありませんか。

○金武正八郎教育長　加配につきましては、各県いろいろな状況がありまして、公表されていなくて聞いてもなかなか回答してもらえないところがあります。そういう状況です。

○西銘純恵委員　文部科学省の資料で、各都道府県の加配人数はみんな出ていますよ、皆さん聞いてもわからないと言っていますけれども。一応、私は秋田県を事例に出したのは、秋田県の教育に学ぶということで皆さんやっているわけでしょう。だから秋田県の加配はどれだけですか、正規職員は何名ですかと、少なくとも、教育条件がどう違うのか、同じなのに沖縄県は学力が低いのかとかそういうことを検証なさるわけでしょう。秋田県は今の資料から見たら、93%と全国平均の正規職員率ですよ、沖縄県より10%高いと。だからそういうところで、本当に皆さんが必要な教員配置をしているかどうかというのが、一番

ここに沖縄県の教育問題のネックがあると思います。全国で100%正規職員でやっているところはありませんか、ないですか。正規職員で100%定数を満たしているというのはいないですか。

○上原敏彦義務教育課長 東京都が102.2%、それから福井県のほうがちょうど100%でございます。

○西銘純恵委員 95%以上というのは大方ですよ。そういう意味では沖縄県の教育を考えるときに、やっぱり教員問題です。質の高い教師をどれだけ育成していくのか、養成していくのか。そういう皆さんが子供たちの中に入っていろいろな意味で教育力も高くなると私は思います。これを指摘しますけれども、正規職員をふやすということについて最後にもう一度、答弁をいただいて終わります。

○金武正八郎教育長 やはり本県が17%か、20%近く臨時的任用職員がいるということは、やっぱり学校現場としては大変なものだと認識しておりますので、教育委員会としてはぜひそれを改善していくために教員の本採用に向けて努力をしていきますけれども、加配定数につきましては次の定数改善の計画案の中に、加配定数を本則定数の中に取り入れていくという文言があります。それがありますので、私たちはそのところがぜひ生かされて、800名余の加配定数の皆さんが本採用になるような形をぜひ取り組んでいきたいと。それから、加配定数を除きますと、ほかの欠員と代替職員の数は九州各県とほとんど同じでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はございませんか。
上原章委員。

○上原章委員 何点か質疑をしたいと思います。6ページの陳情平成20年第112号、友愛スポーツセンター跡地利用に関する陳情なのですが、今現在この跡地はどうなっていますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 ただいま友愛スポーツセンターの跡地については駐車場が整備をされている状況でございます。

○上原章委員 今後はそのまま駐車場になるということですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 公園自体の駐車場も少ないということで、それで駐車場整備をして収容の台数をふやしているという状況でございます。

○上原章委員 この友愛スポーツセンターがあったのは御存じだと思うのですが、兵庫県からいただいて建設したわけなのですから、老朽化して解体されたわけですから、皆さんの処理方針に、跡地にモニュメントを設置するという方向ですと。これはそういう状況ですか、どういう状況ですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 これにつきましては、兵庫県の代表に来ていただきまして、モニュメントを設置して、兵庫県の県木である楠のほうも植樹をしているのが現状でございます。

○上原章委員 今回、この陳情者からは、できれば本当はテニスコートを、テニスを普及していきたいということで出されて、皆さんとしては、その跡地にはテニスコートはできないということで、既存のテニスコートでそれは対応していくということで理解していいわけですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 今現在、奥武山運動公園の中に13面のテニスコートがありまして、すべて全国高等学校総合体育大会に向けてきちんと整備を済ませております。それで、13面あればテニスコートは十分と。陳情の中にテニスコートの整備が入っていますけれども、向こうを整備するにしても2面ぐらいしかテニスコートができるスペースがないということで、駐車場として整備をしたというのが現状でございます。

○上原章委員 この友愛スポーツセンターが33年ですか、沖縄のスポーツ振興に相当寄与してきたと私は思うのですが、この友愛スポーツセンターの中で、沖縄のスポーツに大きく寄与していただいた競技、この施設の中にあった競技というのは何と何かわかりますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 友愛スポーツセンターの中で特に行われたのは卓球競技があるかと思えます。ただ、テニスが兵庫県との交流ということで、毎年、交流の合宿を組んだりということで、テニスが盛んに行われているのは現状でございます。

○上原章委員 卓球が、市内や県内でもされている方々が相当多いのですけれども、この友愛スポーツセンターがなくなってから、各クラブとかサークルをしていた方々が、地域の学校とかいろいろなところを借りてやっているような現状があって、本当はもう少しこの卓球も、この施設にかわるものをつきつってほしいという声もあるのですが、その認識はありますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 教育委員会としては、今、小学校から高等学校まで学校の開放事業ということで、体育館の開放等も地域へ積極的に呼びかけてやっているという状況もございますので、ぜひ地域の学校—小学校、中学校をフル活用していただきたいということで、今対応をしているところです。

○上原章委員 金武教育長、学校現場で校長の裁量で大分温度差があるらしいのですよ、提供するのが。理解していただいている校長の学校では、本当に可能な限り体育館とか提供してどんどん活用してくださいと。一方で、校長先生の中では、外からのそういった申し入れはなかなか受けたがらないようなところもあるということで、ぜひこの辺は金武教育長が、地域にもう少し開いて学校施設の提供とかやっていただくことも大事ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 学校教育施設をやっぱり地域の方々に開放することは、社会教育を推進する上でも大事なことだと思っております。そういうことで、各学校においてもそういうことを推進していると思います。小学校、中学校—特に小学校は、夜間のほうはママさんバレーとか、地域の活動として活用されています。でも中学校、高等学校になると部活動が割と占めていまして、部活動でも体育館が使えなくて、バレー部でも週に2回しか使えないというローテーションの中でやるとかで、運動場でもサッカー、野球、いろいろあって現場はなぜ使うのだとかそういうところもあって、少し中学校、高等学校は使いにくいかなと思うところがありますけれども、しかし、土曜日、日曜日とか正月とか長期休みの中では積極的に活用してもらおうように各学校長にも呼びかけていきたいと思っております。

○上原章委員 よろしくお願ひします。

次に69ページ、新規の陳情第175号。子供の貧困化防止を求める陳情ということで、70ページにあります泊高等学校の授業料は在学中は無償であることを条例化してほしいという陳情に、処理方針は、県立高等学校の授業料につきま

しては所要の条例改正を行ったところであり、平成22年4月1日より不徴収となっております。皆さんが出しているこの陳情の在学中は無償でという意味、これはやっぱり通信制ですから、お仕事もされながら学んでいる方も多いと思うのですが、この4月より不徴収となっているということは、在学中はすべて無償と受けとめていいのですか。

○安慶名均財務課長 県立高等学校につきましては、通信制も含めまして、在学中—通信制の場合は単位登録をするわけですが、その授業料—受講料と呼んでいます。それについて在学中は当然無償ということになっております。

○上原章委員 これは例えば四、五年かかって、もしくは事情があつて、少し言葉は合わないかもしれませんが、落第とかそういうことも含めて、とにかく在学中は全部無償ということで認識していいですか。

○安慶名均財務課長 泊高等学校の通信制課程は、基本的には3年で卒業できる課程ということになっておりますけれども、今おっしゃいますように仕事の都合であるとか、体調に合わせて自分のペースで学習ができるというようなことで、休学を含めて7年間在籍が可能ということになっておりますので、当然在籍中、授業を受ける場合には、これまで用意していた授業料については無償ということになります。

○上原章委員 ありがとうございます。

最後に、陳情第176号、医療的ケアに関する陳情についてお尋ねしますが、先ほど特別支援学校で医療的ケアを必要とする児童生徒ということで、5カ所に看護師を配置しているということなのですが、これはそれぞれ何名か、学校名ごとに教えてもらえませんか。

○金武正八郎教育長 医療的ケアを申請した児童生徒数及び看護師の配置校ですけれども、9名の看護師を5校に配置しております。鏡が丘特別支援学校が対象生徒は18名おありまして、看護師を3名配置しております。そして、森川特別支援学校は対象の児童生徒が2名おありまして、看護師を1名配置しております。それから泡瀬特別支援学校に19名の対象生徒がおありまして、看護師を3名配置しております。そして、桜野特別支援学校で対象生徒が5名おありまして、看護師を1名配置しております。それから那覇特別支援学校には対象児童生徒が2名おありまして、看護師を1名配置しております。合計で、対象の生徒が46

名で、その中に看護師9名を配置しているということでございます。

○上原章委員 この看護師を配置する対象となる生徒の基準というのはあるのですか。先ほどの話からすると、お母さんが要請すれば全部つけられるのですか。特別支援学校に通っているお子さんで、ぜひつけてほしいと親御さんからあればつけられるのですか。

○金武正八郎教育長 全員つけられるかということですがけれども、親の要望に応じて、今のところは一人一人のニーズに応じて対応していると思っております。ですから、これからまた要望があればどういう形でやるかという一看護師を増員するかどうかについては、検討しながらやっていくこととなります。子供の状況に応じて、そして親のニーズに応じて検討していくということでございます。

○上原章委員 金武教育長、基準があるはずなのですよ。要望があれば本当に対応するという認識でいいのですか。

○金武正八郎教育長 この医療的ケアというのは、これまで平成17年あたりまで、親が医療的ケアとしてやっておりました。その後、2年ほどモデル校として沖縄は実施をして、その後、各学校にニーズのある方々に対して看護師の配置をやっているわけです。ですから、この46名の皆さんが全員必要ということではないわけです。例えば、本人が自分でいろいろな処置ができる、医療的ケアができるという人もおりますし、それから保護者だけでやりたいという方もいるわけです。それからまた学校の職員、特別支援学校には隣に施設がありますので、施設の職員とかがケアをしながらやっておりますので、やっぱりそういうトータル的な形で看護師を配置しているところでして、私たちとしては親の要望を受けながらしっかりと対応できるようにいろいろな形で調整しております。ですから、基準というよりもまずは一人一人がいろいろな状況が違うということですので、どういう場合につけるということではなくて、やはり基本的に子供と親と、そして私たち学校の支援体制、そういうものを総合的に考えて、どの程度また看護師がケアできるかということもまたありますので、総合的に考えて対応しているということでございます。

○上原章委員 今の教育長の考え方、僕は非常に大事なことだと思うのですよ。親の状況、特に子供の状況、ケアが必要かどうかを総合的に判断してつけてい

ただくということは非常に大事だと思います。実は、沖縄本島南部のほうで実例というか、特別支援学校で子供が医療的ケアが必要ということで、学校側からお母さんが常時ついていてくださいと。この内容は、本人は周りの子供たちと遊んだり触れ合うわけですけれども、日に3回ぐらい補装具のキャップがとれてしまうと。3回ほどとれるものを戻す作業を、お母さんが1日学校にいる間やるようにという指示で、本当に親御さんは、子供のことで、当然心配だし必死に守るわけですけれども、しかし仕事もして生活費やまた子供の教育費ということで、非常に頑張っているわけですよ。だけれども、学校側がこのケースは親御さんでやることになっていきますという判断になっているわけです。ですからこの辺の線引きが、確かに国基準で必要とする子と必要としない子と引かれているらしくて、それですとお母さんはついていらしいのですけれども、この辺は本当に、今、教育長がおっしゃるように、確かに優先的なのもあるはずなのですけれども、私はこういった方も県内に何名いらっしゃるのかなと。この実態調査もしてほしいという思いも実はあるのですけれども。こういうケースは、学校内でこういった専門的な判断が必要とする中で、そういう配慮は当然やるべきではないのかなと私は思いますが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 医療的ケアで、国の基準と申しますのは看護師をつける基準ではなくて、つまり学校の看護師ができる医療行為はどこまでやるかと、それから親がやるものと、その医療的ケアを学校の教師がどこまでできるかと、その基準がとてもしんどいのです。これ以上はやってはいけないと。看護師でも、医師の指示に基づいて行える範囲があるわけです。そういうのがあるものですから、親がしかどうしてもできないところもあって、いろいろな形でこれはそういうことも含めて、校内では学校医とか学校長、それから学校医以外にその子の担当医の意見を聞いて総合的に判断すると。やっぱり親としては、そういう法制度があるものだから、やはり家庭が縛られて大変困るということは聞いておりますけれども、私たちとしては、やはりいろいろな形で職員とか、施設職員とか、それから看護師と協力をとって体制を整えられれば、いつでも親がつかなくてもできるような緩和策を対応しております。ただ、ケース、ケースによっては難しい状況もあるということはあります。

○上原章委員 教育長、本当に自分がその立場になったときを考えていくことが大事かなと思うのですけれども、行政また教育庁のほうでできる可能な取り組みをしてほしいと思って今質疑をしますけれども、2回、3回こうやってキャップが外れて、そのために親御さんがずっと待機しているという、本当に何

らかの支援を私はやるべきだと思うのですよ。学校の中で看護師をつける必要のある—当然これは責任問題にもなるわけだから、教職員がなかなかそれに手を出せない、親御さんの責任でやってもらうしかないということではなくて、専門家を配置すればそれはしっかりできるわけですから、この配置する判断だと私は思うのですよ。看護師をつければ、それは医療的専門ですから何の懸念もないわけですよ。ただ、それをつけられない国の縦割りの、そういった手が出せるとか出せないとかいうようなところでの議論をしているから、これはもう県がしっかり支援をしよう判断をすればできることだと私は思うのですが、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 医療的ケアに関するものについては、最近になって初めて教師が研修を受けてできるということで、教師ができる3行為というのが、吸引と、経管栄養、自己導尿の補助と。その3つ以外やってはいけないという法的な縛りがあるのです。そういう縛りがあって法的なものなので、医学で決まっていることについて、私たちのほうで超法規的にやるというのは緊急時の場合、この子が親もいなくて何かあった場合についてはやってもいいのですけれども……。

○上原章委員 私は教員がやる、やらないという話は聞いてませんのでお願いします。聞いたことに答えてください。

○金武正八郎教育長 とにかく医療行為については、やっぱり医療的なものは法で定められていますので、そのところは私たちが超えるというのは難しいところがあると思います。

○上原章委員 教育長、私は学校のスタッフでやってくださいとは言っていないのですよ。看護師とか医療の専門の方を子供につけて、そういったお母さん方や家族を支援できないのかと聞いているのです。

○金武正八郎教育長 医療行為については決まっておりますので、それはいろいろ言えませんが、私たちはそういうことにつきましても、やっぱり学校の中で看護師ができる部分はしっかりとサポートして、親ができる部分と調整しながらそれはやっております。ですから、親の負担の軽減ができるような形でみんなで調整をしながら、今、取り組んでいるところであります。

○上原章委員　ですから、学校側にもう何度もお願いしているそうなので、看護師をつけてくださいと。だけれども、それはできませんと、親が待機してやってくださいという判断になっていますと、学校側は看護師はつけるまでもない状況だという判断なのです。看護師をつけるには、今言っただけで必要とする子供が対象ですよ。それを乗り越えて一確かにこのケースは看護師をつけるものではないのかもしれないけれども、そこを県の裁量でこの子供、親を守る支援をサポートするという意味では、これは決断する必要があるのではないかと聞いているのです。

○金武正八郎教育長　どの事例なのか知らなくて、事例ですのでそのところは把握をして、看護師の配置も含めてケアできるところはしっかりとケアをしていきたいと。それについては学校とも後で個別のことをお聞きして、しっかりと調査をして、今後の対応について検討してみたいと思います。

○上原章委員　そんな多い数ではないと思うので、教育長、ぜひ特別支援学校で親御さんが待機を必要とするケースというのは何件ぐらいあるのか、個々のケースだと思うのですが、私は実態を確認してほしいのですが、この辺は認識されていますか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監　平成22年5月1日現在で、特別支援学校5校に医療的ケアの対象児童が今46名在籍をしております。基本的には、保護者の皆さん46名に待機をお願いしております。しかし、看護師との引き継ぎがきちんとうまくいっているとか、それから子供の体調がいいとか、いろいろな個々の状況は違いますけれども、そういった場合においては学校長の判断で親御さんには待機緩和措置を行っております。

○上原章委員　この医療的ケアを必要とする46名の子供がいらっしゃるということなのですが、私が先ほど言ったケースはこれに入っていると思いますか。それとも、医療的ケアから外れた子供になって親御さんが待機しているのか、その辺はどういう認識ですか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監　文部科学省の各都道府県の通知で、各学校、特に特別支援学校でできる医療的ケアの行為というのは、きちんとして示されております。これはどういったものかという、経管栄養、自己導尿の補助、それから吸引、その3行為のみが今現在の法制度の中では特別支援学

校の中でできると。このできるというのは、先ほど申しあげました主治医の先生の指示を受けた看護師、もしくは保護者の方ということになっております。教職員はある一定の研修を受け、それから主治医の先生の許可がもらえれば行為ができるということになっていきますけれども、それにも制限があるわけです。先ほどの西崎特別支援学校の事例は、その3行為から少し今外れている事例なのです。医療的行為というのは、資料を見ると15行為ぐらいあるのですけれども、今現在、学校で認められているのはその3行為だけと。そういった、ある意味では法的な縛りもあって、西崎特別支援学校の親御さんには—その子がとても元気な子で時々このカニューレというものが外れると。これは基本的には、学校ではできない行為になって、親御さんが医師の指示で責任を持ってやる行為となっているものですから、今現在そのような状況になっているということで御理解いただければと思います。

○上原章委員 わかりました。この法的縛りが今の基準だということは理解しますが、これは県の判断でそういった方々への支援というものはできないのですか。やっちはいけないということになっているのですか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 ただいまの御質疑については、基本的に教育委員会は、そういった国の法的な枠の範囲内で行為を行っているということで御理解していただきたいと思いますが、今、この医療的行為については児童生徒だけではなくて、老人ホーム等のお年寄りの中にもそういった行為の必要な方がいらっしゃるという中で、今、厚生労働省、文部科学省とも含めて、その行為の枠をどれぐらいまで広げていくことができるかという協議会が立ち上がって、今検討しているという情報もあります。そういった中で、国として学校でできる行為の枠が広がってくれば、教育委員会としてもそれなりの対応が可能ではないかなと考えております。

○上原章委員 制度の中の不備というか、そこから救えるはずの支援ができない。支援ができるはずの人が支援できないという、このケースは県の裁量でも十分に支援ができるケースではないのかなと私は思っているのですけれども。要するに、このお母さんが本当に安心してお仕事に行って、生活をしっかりと成り立たせていける仕組みは、今のケースでは本当に大きな壁になっているなと私は思っているのですよ。ですから本当に重度な方はその手当ををしないといけないし、今のケースは重度ではないけれども逆に手当を受けられない非常に変なケースになっているような気がしています。この親御さんは、3度外

れるか外れないかわからないようなものを、ずっと待機しながら子供を見守っている状況で、その中に医療の専門家が1人いるだけでこのケースは解決できるのではないかなと私は思います。この人のために看護師を1人つけるというだけではなくて、当然、この学校内には医療的判断をしなくてはいけないお子さんも何名かいるわけですから、そこで一つの支援として教育庁としても考えてもらいたいなど。今、国レベルで広げていこうという動きがあるということであれば、ぜひ県内のこういったケースも、まだ法の中で救えていないような人たちの実態を確認していただいて、国にそういった発信をするべきではないかなと私は思うのですが、いかがですか。

○**金武正八郎教育長** 先ほど、夏に西日本地区の医療的ケア担当の先生方、そして地区の指導主事が集まって、八汐荘のほうで協議会をやりました。その中にもいろいろな意見が出て、やはりそういうことも出たと思います。ですのでそういうところも含めて国のほうに一今回、国も動きますので注視しながら。また、そういうこともあるということですので、ぜひ要望をしまいたいと思っております。

○**上原章委員** 今のケースは1事例ですので、もっといろいろな個々の症状によるケースがあると思います。それに合わせた支援策をお願いしたいと思えます。

最後に、同じくこの医療的ケアの中で、陳情者のほうからは長期入院に対して、普通学級に在籍しながら学籍移動をしないで院内学級で教育を受けられるようにしてほしいと。皆さんは処理方針で、長期入院の場合は特別支援学校に転学させて、院内訪問学級をつくって教育を受けられるようにしますと。短期入院の場合は、そのまま普通学級に在籍させますと。長期入院と短期入院で、同じ訪問学級でしっかり教育するというにしているのですけれども、これは分ける必要はないのではないですか、どうなのですか。

○**金武正八郎教育長** 長期入院につきましては、そういう状況一親の要望とか、学校、市町村の見学の対応とか、いろいろな状況を踏まえて柔軟に対応できると思っております。必ずしもこのとおりやらなければいけないというわけではなくて、そこのところはお互いの話し合いとか、またそれなりにどうしてもそういう処置をせざるを得ない場合もあると思っておりますので、そこのところの話し合いをして柔軟に対応することができると思っております。

○上原章委員 今回の答弁でいいのですか。普通学級に在籍をさせて学ばせたいという親御さんの思いがあるわけですよ。ですから、その辺は親御さんの今の要望に合わせてやりたいということですので、この辺はしっかりとお願いしたいと思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1 時22分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 午前に引き続きまして、71ページの陳情第176号で少し確認したいことがあります。先ほど、休憩中の説明で短期入院の場合は1カ月ということでしたけれども、その1カ月の期間というのはやっぱり院内学級として取り扱われているわけですか。

○金武正八郎教育長 訪問学級への在籍の件ですけれども、以前までは6カ月以上の入院を要する子だけが院内学級の対象だったわけです。国のほうとして、そういうときには転学の手続きをとって、6カ月以上の子については転学をして訪問学級に対応していたわけです。これを文部科学省のほうから、もう少し緩和していただきたいということで各都道府県にやって、今、1カ月以上であれば対応するという形で本県はやっております。そういう意味での1カ月でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 ですから、1カ月以上が、短期入院に関しても訪問学級をやっているということですよ。そして今、ここの陳情の中では、長期入院の場合には転学手続きをしなければいけないというようなことで、それを緩和してほしいということですよ。その件についてはこれからしっかりとやっていくという午前中の答弁でしたけれども、それでよろしいですか。

○金武正八郎教育長 基本的には転学手続きをして、そこの訪問学級というのは、例えば森川特別支援学校だとそこでの訪問学級ですので、そこに転学しないと

受けられない形にはなっているのです。そのための転学ということなのです。その親御さんがどういうところで気にしているか、今は把握できませんけれども、そこについては、例えば今いる市町村の小中学校の在籍の問題、それから転学した後の一例えば森川特別支援学校であれば、そこに在籍しないとそういう治療ができないとかいろいろありますけれども、そのところは話し合いをして、親御さんがどういう形で、なぜ転学を望まないのかというところを調整をして、あとは制度というよりも弾力的に対応できるところもあると思いますので、その話し合いをしていきたいと思っているわけでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 1カ月以上短期入院している子に対しても訪問学級をやっているわけですよ。ですから、それ以上になってもそういうことはずっと続けていくわけですよ。その中で、ではなぜそういうことが切れ目なくやられているわけなのに、ここの陳情者が言うには、学籍移動もしなければ受けられないということなのかよくわかりませんが、そういう手続をするということが親御さんにとってとても負担になっているということの話なのです。そのあたりでの手続上の問題かと思えます。だから、そのあたりをもっと学校としてしっかりと対応していかなければいけないことだと思えます。それでよろしいですか。

○金武正八郎教育長 説明が少し不十分かもしれませんが、つまり前までは6カ月以上の治療が対象の子だけしか訪問学級には入学させませんということだったものが緩和されて、1カ月以上の入院が必要な子供についても転学をすることができますよという、その1カ月なのです。それで、基本的には転学をして森川特別支援学校にやらないと、森川特別支援学校としてはこの先生を派遣ができないわけです。例えば特別な例ですと、この子1人しか訪問学級がない場合に、森川特別支援学校の籍もないのに森川特別支援学校の先生を送るということは難しい状況がございます。ですので基本的には、転学をすれば森川特別支援学校の生徒として、森川特別支援学校の先生が来て訪問学級を指導できるわけです。しかしこれは今、何名かいる場合には、訪問学級がなくても柔軟的にやっているとところもありますので、親御さんがどうしても転学をしないでやってほしいかというところを、学校とよく話し合いをして、そして学校もまたそういう制度上の転学をしないと森川特別支援学校の正式な扱いができないよということと、それからそうしなければ小中学校での籍をずっと欠席になったりしますので、そういうところとかいろいろとありますけれども、基本的にはやっていただくのですけれども、親御さんがどうしても転学についてひっ

かかりがあるのであれば話し合いをして、学校もまたそういう話し合いをしていただいて、お互いが共通理解をしていただければいいのではないかなど。そういう意味で柔軟に話し合いをして、親御さんが何で困っているのかということもしながら、学校もまたそういう趣旨も話しをして、柔軟に対応できないところはないですので、そういう意味で柔軟に対応していきたいと思っております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 同じ14番の項目の中で、就学前の幼児に対する保育の場も整備してほしいということが出ていますよ、院内学級を設置するに当たって。そのことについて、処理方針の中でこれが触れられていないのですが、これはどういうことですか。管轄が違うからということですか。

○**金武正八郎教育長** 保育の場合には、私たちのところでは担当の部署が違うものですから、その部署については私たちとしてどうするという方針が述べられないものですから、ここでは述べていません。

○**渡嘉敷喜代子委員** 学齢前というのは、就学前の子供たちも含むと思うのですが、健康な子供たちでしたらもちろん幼稚園に行きますよ。ですから、それは幼児教育をしていく上での対象になぜならないのかという思いがあるのですよ。そのあたりはどうなのですか。

○**金武正八郎教育長** 幼稚部の訪問学級に入学したりはこれまでにないそうです。ただしそういう要望があれば、そういうことについては検討していきたいと思います。幼稚部ですが、例えば3歳児、4歳児、5歳児の対象は私たちのところですので、また幼稚部も特別支援学校に設置しておりますので。

○**渡嘉敷喜代子委員** ですから、今のところはそういう対象の子供がいなくても、今後、教育を受けたいという子供がいれば、当然それも教育を受ける権利があるわけですから、そのあたりも処理方針の中でやっぱり入れていかなければいけないのかなと思うのですよ。この処理方針を訂正しなければいけなくなりますよ。全く触れないというのもおかしい話ですよ。

○**金武正八郎教育長** この陳情の処理方針の中で、入院中であっても児童生徒の学習の機会ということで、児童という形で含んでいるつもりであります。幼稚園、小学校、中学校、そういう形で回答しているつもりでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 次に行きます。66ページの珊瑚舎スコーレの夜間中学校の運営支援に関する陳情ですが、処理方針の中ほどに、現在、これらの方々への支援事業としての視点で学習支援等に係る予算措置を国に要望していくというような処理方針が出ていますが、国に要望していくときの県としての対応の仕方なのですが、戦後処理としての対応の仕方なのかどうかそのあたりをお尋ねします。

○金武正八郎教育長 私たち県教育委員会としましては、戦後処理の一環として、戦時中に学習の機会を逸した人たちのために何らかの手当てをすべきではないかという形で、国に要望をしております。国としての基準では、公の学校には属しませんので、教育委員会から直接学校としての補助はできませんけれども、別の形で、委託とかいろいろな方法を考えて提案をしているところです。もう少しで予算がこれから上がってきますので、その辺のところからはっきりと形として見えてくると思います。

○渡嘉敷喜代子委員 今、在校生は何名ですか。

○上原敏彦義務教育課長 現在、対象者は47名いらっしゃいます。

○金武正八郎教育長 珊瑚舎スコーレの夜間中学には、平成22年9月現在、46人が在籍しております。そのうち、対象者である昭和7年から昭和16年生まれの方は29人です。

○渡嘉敷喜代子委員 卒業生はどれぐらいですか。

○金武正八郎教育長 珊瑚舎スコーレの卒業生の人数についてはちょっと把握しておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 認定を受けるときの条件とかで、親学校—どこかの中学校とかに籍を置かなければいけないというような、前にそういうことで卒業認定したことがあります。その対象者がこれまでに何名だったかすぐ出ますか。

○金武正八郎教育長 卒業した方は、市町村の教育委員会のほうに学齢簿に準じた名簿を作成して学籍を公立中学校において、戦後処理の一環として、特例

として卒業証書を授与しております。この数について把握はしておりませんが、卒業証書をぜひという方は市町村に学齢簿を登載して、珊瑚舎スコールのほうで、または市町村の教育委員会、または中学校のどちらかの、本人の希望するところで卒業証書を授与することができます。正確な数は把握していません。

○**渡嘉敷喜代子委員** その人の住んでいる市町村の中学校へ、親学校みたいな感じでまずはそこに登録しなければいけないということですよ。そうすると、そういうことを条件にして卒業認定をしているわけですよ。そういうことであれば、普通の中学校と同じような支援の方法があるのではないかなと思うのですけれども、今、教育長は、きちんと文部科学省が認定した学校ではないので資金的な援助はできないというようなことでしたけれども、そういう卒業の認定を受けている人たちがいるわけですから、そういうことでの普通の中学校と同じような扱いが一カリキュラムの問題も出てくるかと思えますけれども、そのあたりでもう少し柔軟性を持って支援というのはできないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 学校はいわゆる一条校というのがありまして、それ以外は学校として認められておりません。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、それから大学、高等専門学校等が学校として認められて、そこ以外については公の支配に属しませんので、教育委員会、文部科学省が直接そこに支援するということは法的にはできませんので。

○**渡嘉敷喜代子委員** 県として補助金も全然そこには入れていないのですか、珊瑚舎スコールに対して。

○**金武正八郎教育長** 陳情の中にも書いてありますように、憲法第89条で公の支配に属しない教育の事業に対し、公金を出してはならない旨の定めがあるわけです。珊瑚舎スコールは、そういう公の支配に属していない、学校としての条件を整えておりませんので、そこに私たちのほうから直接、何らかの義務教育費の補助とか、運営の補助というのは大変難しいものがございます。それで今回、私たちは別の方法という形で支援を今考えて、予算を要求しているところでございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** では次に行きます。52ページの陳情第28号についてお尋

ねしますが、本会議での私の一般質問に対して、今後、加配でもって学校司書を充てていくという答弁がありました。先ほどの質疑の中でも加配定数が846名という答弁がありました。その846名というのは、これは小学校、中学校のことですか。それとも小学校、中学校、高等学校すべての学校に対しての加配数ですか。

○**金武正八郎教育長** これは小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等も対象になっております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 現在、県単独で臨時的任用職員の学校司書も入っているわけですよ。それとは全く別の形での加配定数を充てていくということで、私は認識していいのでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 加配定数を用いてやるということではございません。渡嘉敷委員の御質問の中で、学校の事務職員の配置の中には3つの方法がありまして、その3つの方法で、現在、高等学校には286名の事務職員が配置しておりますけれども、御存じだと思いますけれども、その中の第12条第2号の中で、12学級以上のところには1名事務職員を加配しますよということなのです。それで本県は、その286名の中で53名は、12学級以上に該当しますので加配としてもらっております。そして今現在、事務職員としてその学校に配置をしております。全国も同じような形で配置をしております。全国のほとんどの県では、図書館に学校司書は置いておりません。沖縄県だけが米国統治の影響を受けて、全学校に学校司書を置いているわけですよ。そういう流れがございます。その中で今、図書館教育の重要性が叫ばれて、文部科学省からも12学級以上の1名加配の事務職員を、図書館担当の事務職員として、学校司書の役割も果たすような形で配置してもいいですよという話が国から出てきたわけですよ。その流れで今、他都道府県がその形で動いていて、他都道府県によっては、それを用いてやっているのが14県とかいろいろあるわけですよ。その流れで本県もどうかという形で、渡嘉敷委員から御質問がありましたので、総勢286名が事務職員でございますけれども、その中から53名を、学校図書館を充実させるために、学校司書もできるような形で事務職員を配置していくことを前向きに検討していきたいと答弁したということでございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 現在、事務職員が286名のうち53名が加配として充てられているということですよ。その53名というのは、学校司書担当ではなくて事

務職員として配置されているわけですよ、現実的には。その53名のうち、では学校司書に充てていきましようということによろしいのですか、先ほどの答弁は。

○**金武正八郎教育長** 国としては、12学級以上につき1名については、学校図書館担当事務職員という形で置いていいということですので、事務職員の方が学校司書の免許も持ってここに配置することもできますし、ある都道府県はまた学校司書の免許を持たなくてもそのまま配置している学校もあります。本県としては、その中から計画的に、学校司書免許も持った方が—これから検討するのですけれども、そういう検討も含めて事務職員を採用して、図書館のほうに充実させていきたいということを検討していきたいということでございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 教育長がかわったら、またこの方針が変わってくる可能性も出てくるわけですよ、そうですね。方針の中にしっかりと、この52ページの陳情方針の中に、このあたりをしっかりと入れていくなりしないと、また変わってきますから、53名が実際に国から加配されていて学校司書として充てられているのが、事務職員に行っているということが問題なのですよ。ですから、この53名を学校司書として充てていくということをしつかりと処理方針の中に入れていただきたいと思います。そして、加配については53名充てられているものを、一度にとというのはできないかもしれないけれども、順次、学校司書に充てていくということは約束できますか。

○**金武正八郎教育長** 今、渡嘉敷委員がおっしゃったことにつきましては、まず1つは、今現在この53名はもう本務として、事務職員として事務の中に入っているのです。事務分掌も今やっているのです。これから大きな課題は、事務部門の皆さんに、これからこういう形で全国的に動いているので、事務部門から今までいた職員を異動していきますのでということで、学校全体でそういう理解を得ていかななくてはいけませんので、私たちとしては、そういう形で、今学校長にも説明をいたしました。こういう方向性で行いますということをして今月の校長会です。そういう方向で県議会からもありましたし、図書館の充実のために図書館担当事務職員という形で、学校司書の免許を持った方とかいろいろ検討して配置をしていきたいと。だから急にではないけれども、その53名の中から新しく事務職員に新採用する部分については、何名かの枠を確保しながら計画をやっていきたいと。その計画についてはこれからなのですが、まずは学

校の事務職員、校長の皆さん、そういうところの理解を得て進めていくところ
であります。

○渡嘉敷喜代子委員 現在、事務職として充てられているこの人たちは、学校
司書の免許を持っているわけでも、資格を持っているわけでもないですよ。で
すからその人たちを順次充てていくという方法もありますけれども、やっぱり
専門性を見たときに、資格を持っている人たちを充てていく、採用試験をして
いくということは最も大事なことですよ。その件についてはどういう方針でい
らっしゃいますか。

○金武正八郎教育長 採用試験の中にそれも盛り込むことも、今、念頭に入れ
て検討しています。それから、先ほど学校にどういう形でやっているかという
ことで、県立学校教育課長も今動いていますので決意を聞きたいと思います。

○諸見里明県立学校教育課長 決意ではないのですけれども、これは加配で53
名もらっているのですけれども、これはすべて学校司書でやるというものでは
ないのですよ。学校の状況に応じて県の裁量でもって、例えば今この公立義務
教育諸学校の学校編成及び教職員定数の標準に関する法律でいきましたら、我
々の持っているこの事務職員の定数では、小規模の学校では一例えば辺戸名高
等学校であるとか、伊良部高等学校では2人しか事務職員がつかないのです。
状況に応じてこれを3人にしたりしているわけです。これは総体として全部こ
うして使っているわけです。だから教育長が今おっしゃった加配された53名も、
そういう形で使わないとどうしてもふぐあいが出てくるものですから、すべて
がすべてではなくて、それを活用しながらやるということ。それからもう一点、
決意と言いましたけれども、既に校長会ではその旨を徐々にやっていくとい
うことは説明してあります。

○渡嘉敷喜代子委員 小規模校についてはそういうやり方も、これも大切な
ことですよ。でもやっぱり規則の中では、12学級以上については2人の事務職員
のうち1人は学校司書という位置づけがあるわけですから、最低でもそこだけ
は守って行って、そして県の裁量によって小規模校についてはそういうことも
やっていくなりのことをやっていただかなければいけないのではないかなと思
うのですよ。県立学校教育課長の決意のほどはわかるのですけれども、それに
加えて、これからもしっかりとそのあたりを考えて行ってほしいなと思います。
そして新年度になったらまた人の入れかえがあったり、また教育長も来年3月

いっぱいでしょう。だからそのあたりもしっかりと事務を引き継ぎしていきなりやって、こういうことをしっかりと一教育長はもう終わったから知らないよではなくて方針の中にもしっかりと入れていって、頑張っていたきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 まず21ページ、午前中に翁長委員がサッカースタジアムの質疑をされていましたが、ここは那覇市と奥武山陸上競技場の話し合いをするという処理方針になっているのですが、その話し合いの中でどうなされたのか、結論が出たのかどうか、そのあたりを少し御説明お願いできますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 那覇市とは、那覇市軍港対策室担当の職員と話し合いを持ちました。そこでは、那覇市は平成29年の供用開始を目指して、奥武山野球場と同等の高率補助の適用を国に対して要請をすると。それが決定したら、現在の計画で進めていきたいという話をしておりました。

○佐喜真淳委員 では供用開始が平成29年であれば、今現在、どういうふうな進み方をしているのですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 その後、那覇市とは話し合いは持っていませんけれども、そのときには高率補助がもらえるような要請をしていると。それが決定しないと、今のところは前に進むことは厳しいという状況です。

○佐喜真淳委員 那覇市は、平成29年の供用開始に向けて、今粛々と作業を進めているという判断でいいのか、普通は計画にのっとって一例えば、構想から実施計画といろいろなものを含めて、県とのやりとりは今後とも続けていくのかどうか、少しお聞かせ願えますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 那覇市のまちづくり支援事業のスケジュール表がございますけれども、その中では陸上競技場の整備等については、平成24年度からスタートして平成29年をめどに供用開始をしたいという中で、先ほど言った予算等の要請をして、今後の話し合いの中で必要であれば県もいかなる支援ができるのか、そこはまた協議をしていく必要があるかと思っております。

○佐喜真淳委員 この陳情は、Ｊリーグ及びアジアチャンピオンリーグ等と、午前中の質疑の中でも、Ｊリーグというか公式に試合ができるスタジアムというお話だったのですが、今の平成29年度に供用開始される競技場は、そういう競技場として計画なされているのですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 詳しく設計とか、それを話し合ったことはございませんけれども、以前からの話だと、そういうような供用ができるようなサッカー場として、プロの大会もできるような大きさのことは考えていると。それから、観客席も含めてです。

○佐喜真淳委員 ぜひ、陳情で結構出ていますし、午前中も翁長委員が言ったように、やっぱり教育委員会が積極的にいろいろな角度から働きかけをして、那覇市がそうつくるのであれば協力体制を敷きながら、公式試合ができるようなスタジアムというか競技場を一緒になって協力し合ってつくることが大切なのかなと僕は思いますから、教育長は来年3月には退職でしょうか、置き土産で少し積極的にやるように、決意のほどをお聞かせください。

○金武正八郎教育長 先ほどの一般質問で知事のほうからも答弁がございました。泡瀬の県総合運動公園の陸上競技場は土木建築部が管轄で、向こうもＪリーグが使えるような施設にするということを述べていますので、県教育委員会もいろいろな面で協力をして、ぜひ実現するように取り組んでいきたいと思っています。

○佐喜真淳委員 よろしくお願ひします。

続きまして、44ページの陳情平成21年第210号、スクールカウンセラーを平成21年度に196校配置していると。平成22年度は配置したのかどうか、196校で大方配置が終わったのかどうか。前回も聞いたような気がするのだけれども、もう一回お願ひします。

○金武正八郎教育長 これはことしも配置はしております。

○佐喜真淳委員 ことしは小学校、中学校、高等学校別に、トータルで何校ふえたのか教えていただけますか。

○上原敏彦義務教育課長 今年度は小学校が67校、中学校が90校、高等学校が43校、合計200校でございます。

○佐喜真淳委員 ということは平成21年度と合わせると約400校近く、396校でよろしいですか。これはパーセンテージにすると、どうなっていますか。例えば小学校に占める割合の中で、この配置している学校は何%なのか、中学校は何%なのか。

○上原敏彦義務教育課長 小学校は277校中67校でございます。中学校は156校中90校です。高等学校が60校中43校でございます。

○佐喜真淳委員 教育長に聞きたいのですけれども、今の200校が配置として妥当なのか、あるいはもう少し皆さんは配置したかったのか、そのあたりはどうなのでしょう。充実しているのか、やはりまだ不十分なのかを含めてですけれども。

○金武正八郎教育長 スクールカウンセラーの配置につきましては、主には学校の要望なのですけれども、それを踏まえて調整をしております。例えば、少し地域的に2校配置できるところは1人で2校配置したり、そういうことを調整しながら学校の要望にこたえているつもりではございます。

○佐喜真淳委員 そうではなくて、例えば要望にしても、要するにこの200校が、前は196校から4校ふえたという話だけれども、これは充実しているのか、学校側の要望を100%受け入れられてやっているのかどうかも含めてです。

○上原敏彦義務教育課長 要望はまだございますけれども、基本的にまず各学校の要望等、それから必要とか、それからいろいろな課題とかを含めて優先的に一応配置してございます。

○佐喜真淳委員 その要望は何校あったかわかりますか。

○上原敏彦義務教育課長 現在、その要望についての資料は手元にはございません。

○佐喜真淳委員 なぜ聞くかというのと、当然いじめの問題とか、この間起こっ

た中学生の事件など、いろいろな問題解決のため、あるいは今まで指導カルテの問題とかもあったのですけれども、皆さんの処理方針を見ると、スクールカウンセラーを置いて学校現場をよくするという、あるいは相談をしっかりとやるという中での配置だと思いますから。

そこはおいておきますけれども、50ページの陳情第27号、これにちょっと関連するのですがその中で、いじめ防止のために学校だけでは解決困難な場合においては、市町村教育委員会の指導のもと警察、関係機関と連携したサポートチームというのがあるのですが、このサポートチームの実績というか、そういうのが去年とことしでどうなっていますか。ことしは途中経過でいいのですが、そういうサポートチームが発動というか、動いた形跡があるのかどうかも含めて。

○上原敏彦義務教育課長 サポートチームというのは、基本的には問題行動等を起こしている少年について、関係機関等が情報を共有し、連携して対応するためのチームでございます。特に、学校だけでは指導が困難な場合がありますので警察も含めていろいろな関係機関等と連携をして、そういうチームを組んでございます。実績のほうは手元に持ってございません。

○佐喜真淳委員 先ほどのスクールカウンセラーもそうなのですけれども、昨今、いろいろな事件が起こっていますよ。いじめというものがどういう感覚で各地域によって起こっているのか私どもはよくわからないのですが、ただ、新聞に出てきたときには死亡とか悲しい事件が多いのですけれども、未然に防ぐためには、学校あるいは地域というのが連絡をとり合って、そういう連携というものが必要だと思うし、それを学校からキャッチするためには職員もそうですけれども、スクールカウンセラーの役目も大変重要だと思うし、本当に最悪の場合はこういうサポートチームをどういう形で皆さんが活用するかによって変わってくると思うのですが、ただ、そこはベースとして数字がないと対応の仕方もないと思うのですよ。教育長に聞きますけれども、例えばこの間沖縄本島南部で事件がありました。また最近では暴走族のことも出てきました。いじめも沖縄県はないと言いながらもあって、死亡事件まで起こした経緯があるのですけれども、これからどう未然に防ぐか、対応の仕方というのは教育委員会が積極的にやらなければいけないのだけれども、その数字をつかまないと対応の仕方がないと思うのですよ。このスクールカウンセラーにしても、あるいはこのサポートチームにしても、どう位置づけているのですか。

○金武正八郎教育長 まず、いじめの定義がありまして、いじめについてはこれまでの定義が少し変わりました、いじめの件数がふえましたけれども、とにかくいじめは児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものですから、とにかく本人が精神的な苦痛を感じているものについてはいじめとして私たちは認識しております。それに基づいて学校としては、教師の基本的な姿勢として、私たちはいじめはしない、させない、見逃さないという強い姿勢で学校では臨むことに取り組んでおります。そして人権を知識として理解させるのではなくて、直感的な感性や人権感覚を身につけさせるということとか、いじめは人権侵害であることの認識に立って、学級経営とか自己啓発に取り組んでおります。そういうことを学級経営とか、学校の集団的な取り組み、いろいろな取り組みの中でいじめに取り組んでおります。そしてスクールカウンセリングとか、それから問題傾向にある子については立ち直り支援とか、いろいろなことで実績もございません。少し義務教育課長から実績のほうを説明させます。

○上原敏彦義務教育課長 平成21年度のスクールカウンセラーの相談実績ですが、児童生徒に対しては延べ人数で5354人に対しまして、相談回数は9850回行っております。保護者、教職員等につきましては4779人に対しまして、相談回数が1万956回、そういう実績になっております。

○佐喜真淳委員 当然、いじめとかそういうものはないにこしたことはないと思うのです。ただ、社会環境を見てもないとは必ずしも言えないし、その対応をしなければいけないし、やっぱり現場がしっかりとその相談体制というか、対応の仕方によっては未然に防ぐこともできるし、もう一方で不登校もふえていますよ。そうすると不登校の対策も含めて、せつかくの教育の平等性からするとそういうことが、本来は学校に行って仲よく楽しく勉学に励むというのが理想にもかかわらず相談するケースもふえていますし、不登校もふえていますから、やっぱり学校側、あるいは地域、あるいは警察が必要かどうかはわからないですけれども、ある種この体制づくりが必要だと思うし、だからこそ皆さんはこの処理方針の中でやっているはずですから、ぜひそういうところはもう少し積極的に各市町村の教育委員会と連携をとるとか、現状を把握するために常に連携をとっておくということが必要だと思いますから、ぜひそのあたりも積極的にやってください。以前にも僕は聞いたのだけれども、インターネット上でのいじめもあるらしいのですが、これは僕はよくわからないのですけれども、そういうのは皆さんは把握しているのですか。

○金武正八郎教育長 幾分かの情報はもらっているのですが、なかなかインターネット上のものについては技術的な問題とか、専門的知識とかがありまして、私もどこにどういうのがあるのかいまだかつてわからない状況ですけれども、とにかく報告としては、そういう形で県警察本部のほうからはあるということは伺っております。

○佐喜真淳委員 ですから、そういうのを私もよくわからないのですが、ただ、学校現場を預かる皆さんからすると、わからないで済ませるようなことでもないですから、どういうことが現実起こっているかということの実態を調査して、学校側にインフォメーションとして投げる、そういうことも必要ですから、わからないから終わりではなくて、わかるようにどなたか若い人がわかりやすいのであれば若い人をお願いするかしてください。とりあえず、いじめがないようによろしくお願いします。

もう一つ、65ページの陳情第145号、宜野湾高等学校の通信制について。もう少し具体的に細かくというかわかりやすいように、この変更した内容をお聞かせ願えますか。

○前原昌直総務課長 変更した経緯でございますが、これまで学校側、そして保護者のほうでいろいろと話し合いをしてきまして、最終的に7月11日に臨時PTA総会を開きまして、そこで平成24年4月1日で了解するというお話になりました。

○佐喜真淳委員 処理方針で変更になったのは、準備に十分な時間をかける必要があるという1点と、保護者などの理解を得た上でという条件つきなのですよ。そういう意味で、平成24年4月に開校するということになってはいますが、条件としては答えは平成24年4月に開校することになっているのですが、条件としては保護者などの理解を得たという感覚でよろしいですか。

○前原昌直総務課長 そうでございます。

○佐喜真淳委員 その理解を得たというのは、中身についてはどういうことについて理解をされたのですか。いろいろ体育施設とかと前段に書かれていますけれども、父兄側、保護者側はいろいろと皆さんとやりとりをして、この内容で理解をしたと。中身については、どういう中身になっているのですか。

○前原昌直総務課長 まず在校生への説明、そしてこれから入る子供たち—中学生への説明、地域への説明です。そして宜野湾高等学校の子供たちの部活動、そことの競合がございますので、そこを軽減していくという形の体育施設の整備ということでございます。それを満たして行って設置をしていくということでございます。

○佐喜真淳委員 まだわからないのは、皆さんが書いているのは、平成23年4月は準備を進めてから、体育施設の使用の課題というのがあるのですが、その使用の課題というのはどう保護者は理解をしてオーケーしたのですか。

○前原昌直総務課長 第二体育館といいますか、現宜野湾高等学校の子供たちが土曜日と日曜日、部活動等がありますので体育館を使用します。それに負担をかけないような形で第二体育館といいますか、そういう施設をつくっていくということでございます。

○佐喜真淳委員 最後にしますけれども、第二体育館を建設するに当たり、文部科学省というかこれからやりとりがあると思うのですけれども、これは予算がつかないと建設も難しいはずですから、平成24年開校となると、速やかに来年ぐらいには実施しなければいけないと思うのですよ。そのあたりの感触はどうですか。

○前原昌直総務課長 これは今、施設課、財務課を含めてそういう方向で調整をしていると、国のほうとも調整しているということでございます。

○佐喜真淳委員 どういう方向で進めているのですか。

○前原昌直総務課長 平成23年度予算計上する方向での調整でございます。

○佐喜真淳委員 平成23年度となると、今しっかりと手続を踏んでやっていると思いますので、どうか地域の方々のコンセンサスと、父兄並びに生徒に影響がないように取り組んでください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 陳情第106号、進級規定について、しつこいようですけれどももう少し議論をさせてください。この間ずっと進級規定を見直していただきたいと。それと進級規定が発足して六、七年になります。そういう子供たちに与える影響、あるいは先生に与える影響というのはどういうものがあるかという、その調査をぜひやっていただきたいということでお願いをいたしました、なかなかよい返事は聞こえておりません。それでもう少し原点に戻って、なぜこんなにこれだけ要望しているのに、教育委員会がそのことについて非常に固執していらっしゃるのか、その辺を少し聞いてみたいと思っております。そもそも04内規という目的、その背景—なぜ内規を変更しようとしたのかということについて、そもそも論から入りたいと思いますが、お願いできますか。

○金武正八郎教育長 進級規定の改定の流れは平成元年から始まっております。平成元年、本県も2040名で3.4%の中退率でございました。文部科学省のほうでも、各学年の課程の修了認定については単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものということで全国に文書を出しております。そして平成3年の14期の中央教育審議会の中で、学年制が硬直的に運用されていると。つまり、1年は1年、2年は2年、全部取らないとできないという形ですけれども、硬直的に運用されているためわずかな科目を落とすだけでも留年を余儀なくされたり、他の学科や学校へかわることも困難であると。それが契機となり、結果として学習意欲を失い、問題行動に走る事例もあるので進級については緩和するようということも答申も出ております。平成4年になりますと、全国の学校不適応対策調査研究協力者会議報告の中においても、進路規定を学校の生徒の実態に応じて大幅に見直し、修業年限内に—3年間ですが、3年間の間に学校が定める卒業単位を習得できる見込みがあればできるだけ進級認定するなどの弾力化に努める必要があるという形を受けまして、本県においては平成15年—その間にもまだあります、文部科学省のほうからいろいろと通知がありますけれども、厳格過ぎる学年制の運用を改正するというので、平成15年4月に改定をしているわけです。その通知文についてもございます……。

○奥平一夫委員 結局、文部科学省から弾力的に運用しなさいということで、県としてはそういう文部科学省の通知に従って、それを実施していると理解をしいですか。

○金武正八郎教育長 それもありますし、まず背景には学校の中で1単位でも落とすと留年をします。つまり、授業時数は毎回来ているのだけれども、1単位を落としたために1年間また留年しなくてはならないというその厳格な一とにかく全科目を履修しないと進級させないという体制がありましたので、やっぱり私たちとしては3年間に生徒たちが単位が取れるような状況であれば進級をさせて、厚い手当ををして、そしてしっかりと卒業させていていただきたいということで、進級規定の見直しをお願いしたところでございます。

○奥平一夫委員 内規というのは、そもそも学校単位でするものだと思うのですよ。これは全県的に、全校統一的に内規の見直しがされているというこの理由は何ですか。

○金武正八郎教育長 まずは学校の規則が、ある学校は単位を1単位でも落とすと卒業させないとか、学校によってそういうアンバランスがあってはならないと思います。やっぱり基本的に卒業認定に関することは、どの生徒も同じようなスタンスでやるべきだと思いますし、またそういう法的な措置で進級規定もやるべきだと思いますので。前はこうだったのです。校長は単位を修得できなかった生徒を原級にとめて置くことができると。ですから、習得ができない生徒についてはとめてもいい、進級をさせてもいいわけですが、できると。今回の新しく訂正したのは、履修できなかった生徒をとめて置くことができる。履修ということは、つまりこの生徒は十分にその授業時数を出て学ばなかったという内容でございます。ですから、学校によってはその履修というのは一では学んだという判定はどうするのかというのは、学校によって違ってくるわけです。2分の1以上授業にしっかりと出ていけば履修と見なすか、3分の1なのか、3分の2なのかというのは学校によってこれは弾力的に対応できると。基本的には、授業にしっかりと来た生徒については学ぶ意欲もあるはずですから、やっぱりしっかりとサポートして、いろいろとレポートも上げて、年に3回か4回のテストのチャンスを上げて、ぜひサポートしていただきたいというのがその趣旨でございます。

○奥平一夫委員 端的に言えば、今度の内規の変更は、中途退学率を改善していくと理解していいですか。

○金武正八郎教育長 それは結果であって、結果としてそういう形になるかもしれません。陳情の処理方針にもありますように、一人一人の学ぶ機会を保障

する、つまり、高等学校に入った子はしっかりと全員卒業させようという大きなねらいでございます。

○**奥平一夫委員** ではそれはいいとして、例えばこれまで内規を見直して、学校現場に与えた影響というのはよいところと悪いところがあると思うのですけれども、教育長としてはどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか、よい面と悪い面。

○**金武正八郎教育長** 私は学校の先生方が、いろいろな形で子供たちを一人一人大事にサポートして卒業させていただいているということで、非常に感謝を申し上げたいなと思っております。そして、いろいろな子供たちの中では、例えば家庭環境、経済的なもの、いろいろなものを背負ってくる子もいますけれども、そういう紆余曲折の中を、励ましながらしっかりと支えてやってきたということで、僕は大きな成果があるのではないかなと思います。懸念されることにつきましては、アンケートにもありましたように、勉強する意欲がなくなるのではないかと、勉強しなくても3年生まで上がれるのではないかと、そういう声はございます。

○**奥平一夫委員** 実はこの問題につきましては、平成18年度、平成19年度とやってきているのですけれども、前任者の仲村前教育長は、退任前の県議会でこういうことを言っているわけです。中途退学率の減少につながったことを評価しつつも、一部の生徒に進級に対する緊張感が薄れ、学習意欲が低下して学校での指導に苦慮しているという声が上がっているとお話しされているのですけれども、金武教育長はどんな感じですか。

○**金武正八郎教育長** 私はこれは教育観の問題にも立ち戻るかと思います。例えば、そういうことでやると子供たちが学ばないのではないかとということに立つ者もいるし、しっかりと支えていくことが教育ではないかという人もいます。これはもう教育のスタンスの問題だと思いますので……。

○**奥平一夫委員** そういう意味で言っているのではなくて、前教育長は学習意欲が低下し、学校での指導に苦慮しているという声が上がっているという発言をされていますけれども、金武教育長は、現在の影響についてどうお考えになっていますか、この発言に対して。前教育長が話しされたことに対してどう思っていますか。

○金武正八郎教育長　そういう声もあるということは承知しております。

○奥平一夫委員　もう一点聞きます。これは教育委員会と校長会との話し合いの中で、仲村前教育長は、原級留置者—いわゆる留年を多く出さず、勉強も頑張れるよう見直しの検討を具体的に進めていただきたいと校長へ指示しているのです。ところが、金武教育長になってからはどうなりましたか。

○金武正八郎教育長　私は、平成21年4月に教育長に立って、2年目にも校長会に申し上げました。一人一人の生徒をしっかりとサポートしていただきたいと。まず、高等学校の制度自体が変わっていることを学校長は認識していただきたいと。つまり高等学校は柔軟化している、これまでのように学年制ではなくて単位制である、それからいろいろな仕組みができると。例えば、御承知のようにこの間の新聞で、発達障害の子供たちも高等学校で受け入れられるような形で教育課程も柔軟に対応ができると。いろいろな対応の仕方ができるので、その子供たち一人一人に応じた教育課程とか学校のあり方とかを検討して対応していただきたいということを強く申し上げたところでございます。

○奥平一夫委員　教育観が違うから、前教育長が発言したことと私は違いますが。だから前任者が言っていることについては、特別に配慮する必要はないと理解してよろしいですか。

○金武正八郎教育長　仲村前教育長のときに、私は教育指導統括監として、基本的には2人で一緒に考えて、2人で一緒に行動したつもりです。ですので、答弁の中のその意見については、そういうのがあるということは、私は学校の中にあるということは認識しております。ただ、これについては仲村前教育長との教育観の違いではなくて、そう考える教職員と、そうでない教職員もいるという教育観の違いではないかなと私は認識しているということでございます。

○奥平一夫委員　少し戻りますけれども、仲村前教育長の答弁の中にこういうこともあります。「追認考査の回数がふえたことで、職員の負担がふえたとの声があることは承知しております。」と。現教育長はそれを承知していますか。

○金武正八郎教育長　前は、1科目でも落としたりした子は留年をして、そういう手

当てをしなかったわけです。だけれども、今回は先生方が子供たちを、上がった学年で4回も、また夏休みも指導しますので、そういう面でこういう負担がふえたことは事実です。

○奥平一夫委員 これは非常にゆゆしき問題で、追認考査の回数がふえた、どれぐらいそれが負担になっているかという実態を、学校現場の実態もこれは調べなければならないと思います。今、教職員の多忙化が非常に問題になっています。ですから、それがさらに追い打ちをかけるようにして、追認考査のそういう回数がふえたということは、これはゆゆしき問題だと思うのです。ですからどの程度回数がふえたのか、その調査をしているのかお伺いいたします。

○金武正八郎教育長 調査はしておりません。

○奥平一夫委員 それはなぜですか。

○金武正八郎教育長 単位保留を出したというのは一やっぱり自分の教科としては、学んだ子供をしっかりと最後までケアをして見ていくというのが教師の使命だと私たちは思っています。だからやっぱりケアをする。単位保留をやったということは、自分の指導についても検討する必要があると思います。子供一人一人に対してどのぐらいの手当てが必要なのかということは必要ですから、子供が自分でやるということで向かってくるならば、教える立場の私たちとしては大変うれしいことですから、やっぱり手当てをしてあげて、しっかりと卒業させてあげたいというのが教師の使命だと思います。

○奥平一夫委員 これは現場の先生の教えが悪いということですか、つまるところ。

○金武正八郎教育長 いいえ、学校の現場の先生方はそういう形で子供たちを一生懸命見ていただいていると私は認識しております。

○奥平一夫委員 追認考査がふえているわけでしょう。そういう追認考査の回数がふえているのをお認めになっているけれども、私は調べていませんと。それは先生に責任があるというような言い方ではありませんか、どういうことですか。

○金武正八郎教育長 追認考査がふえているということは事実ですけれども、ただ、1回で終わっている場合もあるわけです。要するに私は、学校が追認考査がふえて、学校の先生の指導がどうということではないのです。学校の先生方にチャンスをつやしていただいて、子供たちをしっかりとサポートして卒業させているという評価をしているわけです。

○奥平一夫委員 ですから、こういうことが教員の多忙化につながっているという事実はお認めになりますかという話ですよ、実際。

○金武正八郎教育長 これは学校の中で多忙化検討委員会もありますので、その中で出てくると思います、もしあればですよ。しかし、教育者として、自分の教科を受けて1年間つき合った子供が単位保留があったということについて、追試をして指導をしてあげるのは、教師の使命ではないかなと私たちは思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より追認考査が教師の多忙化につながった質疑に執行部は的確に答弁するようにとの指示があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 多忙化である感じかどうかは、この先生の感覚だと思います。やっぱり忙しくてもやっけていて生きがいを感じることもありますし、だからそう感じる先生方もいるだろうし、そうでない先生もおられると私は思います。

○奥平一夫委員 教育長、あなたは現場の先生にそういうことで多忙化を押しつけているのですよ。しかし実際の先生方はそれを言わないですよ、言いませんよ、校長にもだれにも。だけれども、確かに自分が抱えた子供たちだから、何とか試験を受けてほしいと何度も何度も声をかけるけれども、なかなか来てくれない。きょうアルバイトが終わった後でもいいから、頼むから来てくれというけれどもなかなか来ないという実態がこの現場にあるわけです。ですからこの2年来、金武教育長と質疑をしていて、現場の実態の調査をきちんとして

くれと。現場の先生方からの生の声を聞いてほしいと言っているのはそのことなのですよ。ですから、教育長はほとんど現場を知っていない。行ってくださいよ、その辺は。これは現場に行けばすぐにわかります。この前、ある学校へ文教厚生委員会の視察調査で行きましたよ。教室に張り紙が出ていました。追認考査の生徒は何日までに連絡してほしいと張り紙が2つ出ていましたよ。先生に聞きまされたけれども、なかなか来ないんだと、だから困っているのだと。教師が頭を下げてください、こういう教育がありますか、教育長。

○**金武正八郎教育長** 子供たちにはいろいろな子供がいます。だからそういう子供たちでも、私たちは引き戻してしっかりと教育をすることが大事だと考えております。

○**奥平一夫委員** ではもう現場を知らないということで、私はもう認定いたします。それから、この04規定を見直ししてから何年かたちますけれども、これはつまるところ、目標としては中途退学率を改善しようということが根っこにあったと思うのです。一つ言えば、原級留置者によるとめ置きによる退学をなくすということだと思っております。そういう意味で私はいつも気になるのが、単位保留を持ち上がってくる生徒のことが気になるのですが、ちなみにこの単位保留者というのは、県内の学校で何名ぐらいいらっしゃるのですか。何割ぐらいでいいですよ。

○**諸見里明県立学校教育課長** 原級留置者の数でお答えさせていただきます。平成19年度が182人、平成20年度が259人、平成21年度251人と推移しております。

○**奥平一夫委員** これは原級とめ置きで単位保留とは違いますよ。だから単位保留者は、県立高等学校で全体の何割ぐらいいるのですか。

○**赤嶺昇委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、奥平委員が視察調査で把握した単位保留者の実態について執行部に教育現場の現状への理解を促した。)

○**赤嶺昇委員長** 再開いたします。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 単位保留者の割合がわからないとすれば、もう一つ聞きたいのは、単位保留者の中で一番最高の単位保留、あるいは教科を持って3年生に上がっている子は、最高で幾つの単位を保留している子がいますか。

○金武正八郎教育長 そのデータは持っていませんけれども、1年で約30単位があります。2年に30単位あります。全部落としたとしたら、最高で60単位の子が上がることも可能性がございます。

○奥平一夫委員 現実問題として、今起きている一幾つ単位保留を抱えたのが最高なのですかと聞いているのです。

○金武正八郎教育長 ですから、今は資料はありませんけれども、最高60単位はいると思いますということです。

○諸見里明県立学校教育課長 手持ちの資料では、平成20年度ですけれども、最高で1人で持っているのが53単位となっております。平成21年度末ですけれども、これは改善されて1人で最高が37単位でございます。

○奥平一夫委員 先ほど休憩中に、私が現場の先生のお話を聞いて、ある沖縄本島中部地域の職業高等学校の話で、私の学校は実はこんなひどい話があって恥ずかしくて言えないのですけれども、5割単位保留を持っていると。5割の生徒が単位保留をみんな持っているという話をしていました。それで、今の話の53単位の単位保留をしているこの子は卒業できますか。これまでの五、六年間の傾向を見て、この50数単位の単位保留を持っている生徒は卒業できますか、あるいはしましたか。どうなったのでしょうか。

○金武正八郎教育長 一人一人についてのどうなったかということについては、ちょっと把握はしておりませんが、学校の中ではいろいろな形でサポートしていますけれども、できないわけではございません。それは学校のサポートの仕方によっては……。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より教育長に対して質疑の趣旨に的確に答弁するよ

うにとの指摘があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 これについては把握はしておりません。

○奥平一夫委員 いずれにしても、これだけ53単位を落とした状態で単位保留を抱えて3年生に上がって、僕はこれはほとんど卒業不可能だと思っているし、この1年、2年で少しずつ積み上がって、結局は負債を持ち上げてきた、ある意味沖縄県の財政と一緒にです。例えが悪かったのですが、負債を抱えてそこまで来て返済不能になる、もう本当に悲しくなりますけれども。教育長、例えば60単位が単位保留の最高になりますよとって平気な顔をして、教育長たる者がこんなことを言っていたら、もう沖縄の高等学校教育というのは本当に何なのかなと僕は非常に疑いたくなるのですよ。それでもう一つお聞きしたいのがあります。中途退学率の問題で6月議会でも教育長に質疑をしましたが、平成9年度の教育庁のデータをもとに入れ込んでつくったら、何度も言うようですけれどもこれまでずっと、これは泊高等学校が悪いという意味で言っているわけではなくて、この現実をしっかりと直視しながら、中途退学率を下げるためにこういうことで建前の中途退学率を出していても何のメリットもないと。そういう意味では、本当にしっかりとこの問題を直視して、別の角度でこの中途退学率を減らしていくという、改善していくということを考えなければならぬと思うのです。ちなみに、2009年の教育庁のデータを入れ込んでみました。在籍者数が4万6939人、退学者数が986人、退学率が2.1%、これは昨年度より0.1%上がっております。高等学校生徒就学支援センターに行った子つまり、在籍を高等学校教育から抹消して、泊高等学校の高等学校生徒就学支援センターに行った子が207人、去年の高等学校生徒就学支援センターに転入した子が220人ぐらいですからほぼ同じぐらい、少し減っていますけれども。これまでの転入者と最終就学者率が5割ですから、その率からすると約5割の子が退学をしてしまうという、これから計算すると。この高等学校生徒就学支援センターに転学した子は104名退学したということになるわけです。そういう意味では実際、県立高等学校で退学した生徒が986名ですから、高等学校生徒就学支援センターで退学していた子104名を入れると、実際は1089名になるわけですよ。これを僕は見かけの中途退学率と認識しているのですけれども、この2.1%はさらに2.3%という形でアップしているのです。そういう意味で、皆さん

が中途退学率を減らす、あるいは原級留置者を減らす、そのために導入した04内規がほとんど役に立っていない、私はそう断定したいと思うのです。つまり、学校を途中でやめていく生徒がほとんど一今の皆さんの04内規の改定で効果がないと断定したいと思うのですけれども、いかがですか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、奥平委員がデータについて執行部に確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 先ほどから言っているように中途退学率というのは、やっぱりそれほど下がってはいないのではないのかなということと同時に、この中途退学率のほかに、現場の子供たちの学ぶ意欲、頑張る気力、この辺の低下というのが非常に否めない。これは仲村前教育長もそういう認識を持っていらっしゃいましたし、現教育長も少しばかりはそういうことも感じていらっしゃるかと思いますが、この辺はぜひ見直しの検討をやっていただきたいと思います。

では最後に、今度の9月の新聞で教育庁が県立高等学校で不登校がふえていると発表されました、これはどれに由来する不登校なのかはわかりませんが、この不登校によって中途退学していった子供たちがいたり、あるいは原級留置になった生徒が全国平均よりも突出しているという話がありました。これは04内規とはそれほど影響はないと考えていらっしゃいますか、それとも影響していると。

○金武正八郎教育長 04内規との関連については把握はしておりません。

○奥平一夫委員 何度も申しますけれども、教育長におかれては04内規による生徒や、あるいは学校現場における影響の調査と申しますか、それをやるということについてお伺いしたいと思います。やることについてどのように考えていらっしゃるのですか。

○金武正八郎教育長 調査ということは一応は考えておりません。

○奥平一夫委員 沖縄県高等学校障害児学校教職員組合がアンケート調査をして分厚い資料を、先生方一人一人の声を資料として、私らは質疑をしていたのですけれども、ほとんどそれが耳に届かないといいますか、組合の話だからという感じで一顧だにしていないというところがあるのですけれども。これは実際、僕が現場に行っても、先生方から直接話を聞いてみても、授業を見てもひどいですよ。そういう意味では、やっぱり沖縄県の高等学校教育を預かる教育長としては、この現場を直視する必要があると思うのです。そういう意味で、それは調査する必要があるというのであれば現場を見に行かれるおつもりはありますか。

○金武正八郎教育長 今、学校回りとして沖縄本島北部地区を全部回りましたし、宮古地区、八重山地区もほとんど回りました。学校訪問としてはやっておりますので、それに関連してそれもやりたいと思います。

○奥平一夫委員 調査もしない、それから見直しもしないということですので、教育長は2009年、ちょうど1年前、6月29日の県議会答弁で、高等学校PTA連合会と意見交換を行ったところでありますという発言をされていますが、私はことしの6月定例会が終わってから、沖縄本島中部地区の高等学校PTA連合会の役員の皆さん、各高等学校の役員の皆さんとお話をしました。この04内規の話をしたら初耳で、こんなことをやっているのと一様に全員が驚いておりました。ですから、教育長はどこのPTA連合会の皆さんと意見交換を行ったのか、これは保護者にきちんとこの04内規の問題についても、こういうことを実施していると伝えていないのではないのかと。全部で10名ちょっといらっしゃいましたけれども、ほとんどわかりません。こういうことがある、ああいふことがあると。現場のある先生も来てもらってこういう話をさせますと、もう啞然としていました。ですから、PTAの皆さんの中でもその実態も知らないし、内規の見直しについても知らないし、こういうことが行われていることはほとんど知っていないのですよ。だからそういう意味で、教育長がどこのだれといつそこで意見交換をしたかということをお聞きください。何名と話をしたのか。

○諸見里明県立学校教育課長 昨年度、校長協会の役員、それから沖縄県高等学校PTA連合会の役員も交えてそういう話はしております。

○奥平一夫委員 ですから、その沖縄県高等学校PTA連合会の役員は何名と

お会いして意見を聞いたのですか。1人からですか、2人からですか。

○諸見里明県立学校教育課長 これは沖縄県高等学校PTA連合会の役員ですがけれども、6名ぐらいとやっております。

○奥平一夫委員 時間が長引いておりますのでこれで終わりますけれども、いずれにしましても、この04内規の見直しの問題については、本当に現場が疲弊しているというのをもう2年も、3年も前から同じことばかり繰り返しているけれども、なかなかその実態を直視しようとしめない教育長の姿勢について、非情に疑問も感じます。子供たちが本当にこれだけ学力低下をして、本当に何といたしますか、何でもそうですけれどもやはりそれなりのハードルがあって、一つ一つ積み上げていくのが教育—スポーツでもそうですよ。跳び箱でもそうだし、高飛びでもそうだし、そういうことによって高みを望んで人格形成していくというのが教育であり、スポーツでもあると思うのですけれども、今の教育長のこの姿勢には何らそれが感じられない。悪いけれども、これ以上議論をしても全く余地がありませんので、これで終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 陳情第121号、陳情平成21年第142号、これはいずれも30人以下学級についてであります。教育長、30人以下学級をつくることの意義というか、そういったものについてどうお考えですか。

○金武正八郎教育長 30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童生徒一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範をしっかり身につけ、基礎、それから基本の学力の定着を図ることから30人学級に取り組んでいるところでございます。

○仲田弘毅委員 教育長、この30人以下学級は本県で今、小学校1、2年生の低学年を中心に実施しておりますけれども、これが小学校6年生までの全学級となりますと、大体どれだけの学級数の増で、教職員の数がどれぐらいふえて、経費がどれぐらいふえるか、概算でいいですが答えられますか。

○上原敏彦義務教育課長 仮に、平成22年度の学級編成基準目における児童数

で、小学校全学年に30人学級を導入した場合、585人の教職員増が見込まれておりまして、現在の平均給与で計算しますと、年間約38億円程度の財源が必要になると推定されます。

○仲田弘毅委員 それだけオーバーして出るということですから、ことしの7月26日、これは中央教育審議会初等中等教育分科会から少人数学級の編成、それから教職員の定数増を求める提言がなされているわけです。これはもう実に30年ぶりの40人学級の見直しということになっておりますけれども、この定数改善は、金武教育長ほか皆さん方を中心にした全国都道府県教育長協議会から国への強い要請でもってこの提言がなされたとは私は理解しているわけです。ですから、その少人数学級編成とこの30人学級との組み合わせというか、その関連はどう私たちは理解をすればよろしいでしょうか。

○金武正八郎教育長 これまでも学級の定員、40名の定員を見直すということについては、全国都道府県教育長協議会を通して要請をしてみました。それでそうなったかどうかについてはわかりませんが、そういう形で今回、国のほうから35人学級の実施ということで、30年ぶりの見直しがあります。本県はもう1、2年生が実施されておまして、まず35人学級についても大体ある程度達成されたところもありますので、定数がある程度ふえますけれども、そのふえる分も含めて、それからあと1つは、学級をいかにふやしていくかということもまだ大きな課題でございますので、そこのところを検討しながら対応していかなければいけないと思っております。ただ国のほうが、具体的に動くのかどうかということも見極める必要がございますので、この辺を注視して、できるだけ少人数学級の実現に努力をしていきたいと思っております。

○仲田弘毅委員 これは、例えば学級数がふえるということは教職員がふえる、1人の教員が見ることが出来る範囲内の子供が少なくなる、そうすると教育長が本会議で答弁されたみたいに、子供たち一人一人と接する時間がふえることによって、よりきめ細やかな指導ができるという答弁をされておりますが、例えばそれは子供たちの多様化する価値観とか、それから授業時間数がふえる、それとある程度指導内容ももちろんふえてくると思うのですけれども、そのことについて今後は教職員がふえることによって、こう解決できますというところはありますでしょうか。

○金武正八郎教育長 今回、学習指導要領が改定されまして、小学校のほうで

は時間数がふえます。それへの対応で教職員の増もございますので、そういうことで教職員の持ち時間数が軽減されていくということにつながると思います。それからやっぱりこれだけ教員が配置されてくるということは、一人一人のきめ細やかな指導にもつながりますし、特に今回の顕著なところは、僻地の複式学級で、中学校のほうで複式学級を全部なくする、1人でも単学級にすると。小学校の場合にも16名の人数から定員を10名に下げるとか、いろいろな形でやってきておりますので、いろんな面で学校としては、学習指導とか一人一人の子供たちのきめ細やかな指導に生かされていくのではないかなと思っております。

○仲田弘毅委員 本会議の代表質問での答弁で、教育長から本県の少人数学級の進捗率が本土と平均して弱いと。それは、人口の減少率、増加率、維持率に関係するのだという答弁がありましたけれども、それをもう少し詳しく説明できませんか。

○長堂嘉一郎義務教育課副参事 この前の代表質問のときにお答えしたのは、文部科学省が公表いたしました資料の状況を分析して、私どもが想定をしたわけですけれども、現在、法令上は40人学級編成なのですが、30人学級とか、あるいは35人学級とか、33人学級とかというの、沖縄県も含めまして各都道府県が工夫をされて実施されている状況があるわけですけれども、前回、文部科学省が公表した資料は、35人以下の学級に在籍する児童生徒数、子供の割合ということで発表されたわけですけれども、その割合が全国平均が81.4%でございます。沖縄県は78.1%となっております、参考までに沖縄県の順位が40位となっております。参考までに、その前後を少し御紹介させていただきますと、大阪府、愛知県、それから沖縄県より下のところは、埼玉県、栃木県、岡山県、神奈川県、東京都、香川県、静岡県とそのような形になっておりまして、この前お答えいたしましたのは一今申し上げました県は、いずれも児童生徒数が東京都などのようにふえていっているか、あるいは沖縄県も児童生徒数がこの5年、あるいは9年間落ちてきているのですが、その減少率はかなり低い状況があります。そういったところを、今申し上げました千葉県、神奈川県も同じような現象がありまして、要は、依然とそういった生徒数の減少が緩やかであると。そういったところについては35人以下になる割合が低いということで、逆に例を申し上げますと、この児童減少率が最も高い部類のところには秋田県などが入るのでございますけれども、秋田県は普通の40人学級編成でやった場合も、例えば沖縄の離島などの場合も、小規模校は生徒数が少ないですから自動的に35人以

下になるという割合が高いのですけれども、秋田県の場合はその割合が81.3%になります。自然にそういった工夫もしないで40人学級で編成したとしてもその割合は81.3%と、そういったことで児童生徒数の減少が大きい県ほどそういった傾向が見られるということでこの前答弁させていただきました。

○仲田弘毅委員 子供たちの自然減少が激しいところは別に手を加えなくても少人数学級は十分対応できるということですよ。

○長堂嘉一郎義務教育課副参事 現状として、そのような状況が見られるということで御理解をいただきたいと思えます。

○仲田弘毅委員 沖縄県は585名の教職員の増、金額にして38億円の人件費の増になるということですが、これは文部科学省の中央教育審議会の提言を受け入れたとしても、地方公共団体そのものの財源とも随分関係してくるわけですよ。ということは、その財源をどうするかというのが大きな課題だと思うのですが、教育長、そのことについて何か妙案みたいなものはありませんか。

○金武正八郎教育長 基本定数の枠内で配付されてくれば本県の担当のところもしっかりと国の3分の2の地方交付税措置についてはしっかりと補てんしてもらえると確信しております。

○仲田弘毅委員 今、地方交付税の話がでましたけれども、関連いたしまして陳情第122号、62ページ、これは義務教育費国庫負担について、これは全くオーバーラップするわけですよ。従来三位一体の改革の以前までは2分の1国が負担をするという状況が3分の1になって、随分今、教育行政のほうで厳しい財源を強いられているというお話も聞いたことがあるのですが、今のところ陳情62ページのほうでは、その従来の2分の1から3分の1に引き下げられて、不足分は地方交付税で対応するということなのですが、これ地方交付税というのは、都道府県で力のある公共団体とそうでないところ、2分の1確実に負担ということであればそのままひもつきなのですが、そうでないときはほかのものに流用して教育予算に充当できないということもあり得ると思うのですよ。そこはどうですか。

○金武正八郎教育長 本県では小中学校の人事、定数に関しても県のほうで対応しておりますので、県がしっかりと地方交付税も確保してやっていると思

ます。ただし、これが人事権が市町村に移動して、その市町村が財政的に厳しい場合については、その地方交付税をしっかりと確保する面ではやはり厳しい面が出てくる可能性もあると思います。しかし、本県は県のほうでしっかりと対応していただいていますので、今後とも対応してもらえんと思っております。

○仲田弘毅委員 ぜひ、少人数学級あるいは30人学級をやる意義というのは子供たちのきめ細やかな指導、そしてもう一つは基礎、基本の徹底ということにつながっていくと考えていますので、小学校低学年でしっかりした基礎ができれば小学校の高学年、中学校、高等学校とてもではない今現在の沖縄県の状況でありますし。ただ救いは、きのうの報道で根岸さんという方と鈴木さんがノーベル賞を受賞した。しかも物理と化学、日本のお家芸というもので2カ年ぶりでお2人もノーベル賞を受賞したというのは、ただ言えることは最近子供たちが理科離れが激しいということに対する一つの警鐘を鳴らしながら、また大きな励みにもなるのではないかなと考えていますので、ぜひお願いしたいと思っています。

あと1点だけ、陳情第154号、66ページ。珊瑚舎スコーレの問題ですが、これも私たち文教厚生委員会がもう過去5年ぐらい、ずっとそのことについてお願いをしてきているわけですが、ほとんど進展がないというか、どういう支持、支援がなされているのかという答弁が得られてないのではないかなと。今陳情によりますと、70代の方々が47名ですか、在学して一生懸命頑張っているということなのですが、そういった方々以外に、珊瑚舎スコーレで勉強している方々以外で、未就学者のそういった方々がまだいらっしゃいますか。

○金武正八郎教育長 平成19年度に各市町村に把握できますかと聞きましたら、2村からしか回答がなくて、その回答でもおりませんという形の結果でした。ですけれども、国勢調査の平成12年—10年前に行われた結果によると9000名近くが受けてなくて、その中で1200名が該当するのではないかという結果です。そういう形で今人数として把握しております。

○仲田弘毅委員 66ページ、珊瑚舎スコーレについても処理方針の中で、これは憲法上公の支配に属さないとか、あるいは現行の制度上厳しいとか、予算措置については国に要望しているということなのですが、本県独自でできるような、あるいはまた他都道府県でそういう実情をカバーして、クリアしているところがないかどうか、そういった調査はやったことありませんか。

○**金武正八郎教育長** 夜間中学につきましては、基本的に市町村の中学校の中に夜間中学として教室を設置している形がありまして、NPO法人で外にやっているとありますけれども、外にある場合には学校としてという形ではなくて、一つの学ぶ機会という形でなされております。本県のNPO法人の珊瑚舎スコーレについても学校としての中に入っていないものですから、やはりそういう面で支援のほうは少し、公的な今の形での支援は難しいということでもありますけれども、しかし今回は別の支援の方法でいろいろな形、アイデアをいただいて、今支援をする方向で予算も計上しております。

○**仲田弘毅委員** 授業料も約1万5000円から3万1000円に増額されたという陳情でありますし、これが今ばりばりの働ける方々であれば、ある程度経済的な状況も緩和されると思うのですが、ほとんどもうこの年になると年金生活の方々だと思っております。そういった意味合いにおいてはこの3万1000円前後のお金というのが大変大きいものになるということも考えられますので、そういったことも含めて代替措置も、本県独自のものをどうにかできないかということの研究することも、また一つのそういった方々を救う道につながっていくのではないかと考えていますので、ぜひ配慮していただきたいと。

○**金武正八郎教育長** ただいまの質疑について、私たちとしてはこの直接的な財政支援について難しいものがありますけれども、珊瑚舎スコーレへの業務委託等による学習支援を一応考えております。それからもう一つは、沖縄県全県にもまだまだそういう方々がいらっしゃると思いますので、そういう調査もその事業の中に組み入れて、それが把握できた場合には、またどういう形で今議員がおっしゃったような沖縄独特の仕組みがつかれるかということも、研究の中に入れ込んで、予算をそういう内容で今要求しているところでございます。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 55ページの陳情に関連して特別支援教育の教育環境の整備のところでお伺いしたいのですが、先日の一般質問でも教育長にお尋ねをいたしました。特別支援学校における親子共学の仕組みがありますが、その中で親のいろいろな状況によって、子供のほうが行けるけれども、親子ということで限定されてしまうとそこで制約が大きくなって、なかなか志願できないとか、選択肢として狭まるということはないですよということの趣旨でお尋ねしたの

ですが、もう一度そのことに関しての見解をお願いいたします。

○金武正八郎教育長 一般質問の中で仲村未央議員が質問していた件ですけれども、平成21年3月に小学校は教育要領というのが改定されましてその中に保護者が幼児期の教育に関する理解が深まるようにすることが必要であると。そのために情報交換の機会や保育参加などを通じて、保護者と幼児との活動の機会を設けたりすることが考えられると。とにかく情報を交換する場を、年間を通して設定していただきたいという旨の学習教育要領が出ましたので、去年は3月に出たばかりだったものですから、3月ですので次年度4月からの1年分の教育計画はもうすべてできておりましたので、そのときにはそれは出しておりませんで、しかしことし1年間いろいろ研究した結果、1年間でその親子と学校との子供の育てについて、年間を通して登校日を設定したりしてやっていただきたいということで、入試要項の中にも親子共学というのも、できる方という形で書いております。それは決して毎日、親子いらしてくださいというのではなくて、1年間通して親子相談を、する機会をお互い学校と父母とでやっていただいて、週に一遍なり、また月に何度かなり設定していただいて、そういう行事の中で、学校を子供の一例えば、幼稚園だけではなくて小学校にも行きますので、そういう特別支援学校での指導の仕方、手当ての仕方、そういう家庭でのこういう子供たちへの対応の仕方等、お互い情報交換をしていこうという趣旨でございまして、決して毎日出てきてくださいという趣旨ではございませんので。

○仲村未央委員 わかりました。恐らく年間を通してという教育要領の変更に伴って、年間を通して連携をとるとかということの表現が、説明会あたりでどう伝わったか微妙なところがあって、実は年間を通じてずっと来てくださいみたいにとらえた方もいらっしゃったようなのです。やはりそこら辺で少し、そうなるとう非常に家庭全体に制約が大きくなり過ぎて、もうこの学校を選べないのではないかという声が寄せられた経過があったものですから、そうではないということを今認識しました。実績、これまでの状況を見ると、やはり大体連休明けごろまでは、特に3歳児なんかはよく親がずっと一緒にいらっしゃって、大体連休明けごろには皆さん分離をしてそれぞれ状況見ましようかというステップを踏むようなのですよ。大体そういう形で、従来どおりの親子のかかわりやそれから分離のあり方や、そして必要に応じたそういう親との連携と理解をしてよろしいですか。

○**金武正八郎教育長** 仲村未央委員がおっしゃった件、2つありまして、つまり入学してから慣れるまでの親子共学という一名前が同じなのですけれども、父母も参加して学校になれるまでは登校してサポートしてくださいよという一つのシステム。今回出した共学というのは、親子相談を1年間を通して学校に登校していただいて、学校での交流をしたり行事を設けたりして子供の理解、それから支援のあり方についてお互い共通理解をしてくださいと。ただ、年間を通してという表現が書かれているので、毎日という意味ではなくて1年間の中で、とにかく1学期やったから終わりではなくて、毎月、毎月こういう子供のために、成長に合わせて親子で学校の中で相談していきましょうという、そういう趣旨であります。

○**仲村未央委員** それでことしからは、入学の願書受付とかそういうタイミングが変更になりましたよ。その変更になった内容と変更の理由、それについてお尋ねいたします。

○**金武正八郎教育長** 前回の県議会で、できるだけ特別支援学校の幼稚部の入学については、今まで3月でしたけれど、これをできるだけ早目にさせていただきたいという父母からの要望がございましたので、それを踏まえて一応変更しています。細かい日程については特別支援教育監から申し上げます。

○**大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監** 今年度は6月と9月末で、本県の幼稚部設置校の志願状況調査をしてあります。それから、入試もこれまで3月だったものを年度中の12月ということで設定いたしました。変更した理由は、12月に入試を行って、その結果を保護者の方が把握をして、1月、2月、3月、ある一定期間、また自分のお子さんの他の就学先をいろいろ考えていただく余地を残そうという意味も含めて12月に設定をしてあります。

○**仲村未央委員** 非常にゆとりを持って前倒しになったというのは、保護者側の要望もあったということなので非常によかったと思うのですが、ただ周知が実はなかなか行き届いてないようなのですよ。市町村によっても差が出ていますし、関係機関にきちんと行っていないのです。だから今、特別支援教育を望むような子供たちが通う場所とかありますよ。市町村がそれぞれ福祉センターを持っているところとか、あるいは保育園、こういった関係機関にきちんと周知がされていないようなのですよ。それで非常に、情報がまだ行き届いてなくて、恐らく志願もまだ少ないのではないかと。あと1月ぐらいですよ、志願

の締め切りまで。ですので、非常にこれはその情報の提供の仕方、もっと確認をしなくてはいけない状況だと思いますが、いかがですか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 ただいまの対象となる保護者の方への周知については、今各学校においては幼稚部の募集要項も作成をして、学校に関係する方々をお招きをして、説明会をどんなに遅くても今月いっぱいまでにはやるということで今準備を進めております。それから地域への周知については、市町村の連絡協議会というのを昨年度新たに設置をしてあります。その中で沖縄本島北部地域、沖縄本島中部地域、沖縄本島南部地域のすべてに関係する方々に集まっていただいて、県立学校教育課の担当のほうから次年度の幼稚部の日程等も含めた説明会を既に持っております。まだ周知が十分でないという御指摘ですけれども、今後各学校の入試要項説明会等を踏まえて、県としては十分周知ができるのではないかと考えております。

○仲村未央委員 そうですね。それから皆さんの情報発信の仕方も、例えばインターネットを通じてすぐ見れるようにしてほしいというのもあるのですよ。去年のままになっていて載せてないものですから。そうすると、2月とまだ思われている方もいらっしゃるようですから、そこをぜひホームページの改善、これも至急お願いいたします。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 これは、県の募集要項が決まった時点で県の広報には掲載をしてあると思います。県の募集要項です。それを受けて各学校はまた独自の募集要項をつくりますので、それは各学校のホームページ等に掲載されると思います。まだ十分ではないところがもしあれば、周知をしていきたいと思います。

○仲村未央委員 やはりアクセスがしやすいのは学校なのですよ。ここに行きたいという希望を先に見るはずですから、今そこが対応できていないのですよ。それは皆さんの管轄の中できちんと情報も整理して、限りなく志願が幅広く行き届くような形で目に触れるように、ぜひしていただきたいというのが強く要望が出ていますのでお伝えします。それから、今特別支援学校はまだまだ市町村で、いわゆる対応ができない場合みたいな形で受け取られているところもあって、そうすると認可園保育所に既に特別支援保育で通っていらっしゃる方々は、自分たちは対象ではないのかと調べていらっしゃる方もいると。中には、地域の、市町村での特別支援保育に関しては少し不応があたりして、でき

ればもう少し専門性も含めて、県立特別支援学校に幼稚教育を受けたいなどという機会を知らないまま、市町村でももう対応されているからもういいんだと理解をされているところが、市町村の担当の中にもあるし、それからその当事者の中にもやはりそこら辺は理解されてないと思うのです。ですのでやはり、保育所にもそれはきちんと通知が行くようにということで、県の教育委員会から各市町村の特別支援教育の対象になる、その該当の子供たちの保護者に行き渡るような情報の提供をきちんとお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○**金武正八郎教育委員会教育長** ただいまの件につきましては、やはりしっかりと周知をしていきたいと考えております。特別支援が必要な児童につきましては、ぜひそういう幼稚部のある学校を訪ねていただいて、6月ごろから体験を設けておりますので、その中で体験をしながら応募するかどうかを決定していただきたいと思っております。そのための周知を私も努力していきたいと思っております。

○**仲村未央委員** それでは63ページ、陳情第123号、幼稚園教育の制度改善に関する陳情。陳情の処理方針でも、幼稚園と小学校との連携教育を進めていきたいとなっています。それで陳情の趣旨からも、幼小連携を発展させる形でぜひ沖縄のこれまでの特徴を生かしてほしいと。沖縄の幼小連携は、全国的にも有名というか特別な存在感を持っていると思うのですけれども、先日の一般質問の中でも言いましたが、幼保一体の今動きがあります。今、幼小連携の大事さというのは非常に評価がされているわけで、幼小連携をとるためには今の幼稚園の敷地とか、管理の形態とかというのは非常に素晴らしいと思うのですよ。幼保一体になってくるときに、この今の施設やその資源を生かして行って、この場所で幼保一体を展開していくということになると考えていいのか、そこはいかがですか。

○**金武正八郎教育長** 沖縄県の幼稚園教育は、やはり5歳になればほとんどすべて幼稚園に行くという形でこれまで進められてきました。全国的にも就園率が高いのではないかなと思っております。特にまた3歳、4歳児は保育園で育てて、5歳になったら幼稚園に行くという流れになっているのではないかなと思ってます。国が今進めている幼保一体化というのは、女性の働きとかいろいろな形で環境が変わってきて、ニーズに応じて今やっていますけれども、沖縄県でもしそれをやる場合に、今現在の保育園の皆さんをどういう形で対応していくか。幼稚園は、幼稚園教育要領という形で、3年の幼稚園が望ましいと

いう形で進めているわけです。そのところで、こども園が今国として、いったいどういう形で—例えば今ある学校の中に、沖縄県のような形で3年間のこども園をつくるのか。それともほかに私立のほうにつくるのか、私立のような形でつくるのか、単独でつくるのか。それによって、まだ見えないものですから。やはりそれを沖縄におろす場合に、今ある保育園をどうするか、そして今全小学校に設置されている幼稚園をどうするかというところを国が出てくるものと少しすり合わせをしてみないと、どうすればいいのかというのは見えないなどということで、この辺答弁をしたわけでございます。

○仲村未央委員 今の方向だと、幼稚園教育要領と保育所の保育指針を一体化して、そしてこども園にして、その予算の振り向け方も幼保一体給付ということで給付をされるということなので、区別がないわけです。今みたいに幼稚園だけ公立でやりましょうではない、これはもう通らないことになるのですよ、今の流れだと。そうすると全く今校長の管理のもとで公立としてやっているスペースの中に、0歳児保育から含めてこの中に入ってくるという想定をしなくてはいけないのではないかなということなのです。つまり幼稚園だけという単独が認められない、そういう制度がなくなってしまうわけです。幼稚園とか、保育園とかという垣根はなくなって、保育に欠ける要件というのともなくなるわけです。となると5歳児だけとか、3歳から4歳児、5歳児だけとかそういう問題ではなくて、これはもう一体としてのこども園に変わるとなるわけです。そうすると今のこの幼稚園という施設は、そのまま生かしてこども園にしていくということをそろそろ議論をしないといけないのではないかなと思うのですけれども、わからないと言っても一応これぐらいは今出ているのですね、この方針、おぼろげながらも結構ここまで出ているのですが、そこの議論はいかがですか。

○金武正八郎教育長 これまで別々の中でいろいろな幼児教育をやっていましたけれども、今やはり幼稚園と保育園が一つになってこれが今回こども園の形で提案されていく方向、僕はいいと考えています。望ましい方向です。私たちもこういう方向で取り組んでいきたいと思えます。ただ実際に、これを具体的にこの沖縄で実施する場合に、国がどういう形でこども園というのを設置していくのだろうか。例えば、今私たち幼稚園が全部あるわけです。その幼稚園を拡大していく中で学校の中でやってくれるというのがあれば、その方向で対応できると思えます。また、ほかの形で設置するのか、その辺のところが見えないものですから、いろいろな問題を抱えてくると思えます。例えば、今あいる

幼稚園、ほかにやる場合には幼稚園の先生方はどうするかとか、保育園に働いている方々をどうするか、今の幼稚園はどうするかいろいろありますので、こども園という考え方はいいのだけれど、実施するにはいろいろなクリアすべきハードルがたくさんあるのではないかなという認識であって、具体的に今、どうするかについては、これからある程度の想定をして研究は進めていきたいと思っています。

○仲村未央委員 クリアすべき課題がたくさんあって、しかもそれが沖縄だけに非常に特徴的にある制度との整合がとれない部分とか、施設の管理の問題とか、そういった部分で課題がたくさん出てくると思うのです。それはどこで議論をしているのかが見えないのですよ。福祉保健部に聞いても、これは非常に大きな問題になってくるので、教育委員会とも一緒に調整をしたいと思っていますとか、協議は必要ですとかという答弁があって、教育委員会にも何度もそのことはお尋ねしてますが、やはりこれから、これからということで、いい加減、教育委員会と福祉保健部と、まずはテーブルに着いて調整をする、あるいは何が課題、どういったことがいろいろな懸念があるのか、これをどう生かせるのか、幼小連携という形を財産としてこれからも生かしていけるのかという瀬戸際にあると思うのですよ。そこら辺の議論はいつから始めていこうとしているのか。それともその議論はもうやっているのですか。

○金武正八郎教育長 まだやっておりません。まだ始めておりません。最近、こども園の指針が出たばかりで、まずその前に幼保一体化とかいろいろな形で国は施策を出してきたのですけれども、それぞれの課題でなかなか前に進まない状況が今あるわけです。このこども園自体も、本当に国がしっかりと財政的な措置もしていただいて、制度もしっかりしていただいて、私たちにぜひ提示をしていただけないかなと大きな期待はしているわけです。そうすればもう一歩踏み出して、私たちは幼児教育については大きな変化になるのではないかなと期待をしていますので、ぜひそれにこたえるように教育委員会も、福祉保健部と一生懸命調整をしながら検討してまいりたいと思っています。

○仲村未央委員 ぜひ議論を急がないと、私はこの資源を失ってほしくないという思いがあるのです。やはりあれだけの、各学校に幼稚園という施設があるというのは、ほかの都道府県ではとてもうらやましいことで、どちらかというところヨーロッパに近い幼小連携の形なのです。就学前の1年保育と1年生が目に見えていて、そして小1プロブレムが起きないというか、そういう環境も非

常に恵まれているので、小学校に行くことに抵抗が少ないという形で上がってくるというのは、ほかの都道府県からしたらとてもうらやましい形になっていると思うのですよ。ただ一方で、余りにも財政的な裏づけが弱過ぎて、臨時的任用職員が5割を超えてくるという状況がありますよね、幼稚園教育の中で。しかも幼保一体の中では、保育まで入ってきたら、保育要件も緩和されたらこの施設を利用できる子というのはすごく限定されてくると見るときに、待機児童の問題もありながら、一方ではこのすばらしい施設を使えるという条件をどう整理していくのかというのは、少し考えただけでもたくさん懸念があるのですよ。それを行政の場で見ている、本当に見通しがきくこと、きかないことを早く整理しないと、ただ国が出してくるのを待ってそれから考えますでは、全国からそういう沖縄の特別な状況をいちいち整理しては出てこないはずですので、そこに、一律なものに合わせていく議論ではなくて、むしろ沖縄県のほうから提起をしていくという段階にもうきているのですよ、それを急いでくださいと。多分1年、2年ぐらい言っているような気がするのですけれども、全然急ぐそぶりが見えないものですから、そこら辺、なんか非常に心配なのですけれど、いかがですか。

○金武正八郎教育長 今おっしゃる件については大切なことだと思っております。私たちいろいろな話の中では、いろいろなこと議論はしております。例えば、私立の保育園を公立の中に入れて、その私立の人たちの身分を一緒に引き継ぐような形であれば、非常に望ましい形ではないかなと思っております。しかし、そういうことが果たしてできるのだろうか、こども園自体で。しかし、そういう形でできれば僕は非常にいいなと。沖縄の制度が、学校の中で保育も、幼稚園もしっかりやるような形はある。そういう形も含めて、またそうでない場合、国がまずそういう方向でない場合には、また別のことについてもいろいろディスカッションをやっているのですけれども、このもとになる、動くときの人たちの身分をどうしようか。今ある制度の中にある保育園とか、幼稚園のあり方をどうするかという形で、その辺のところを少し、財政的なものが少し見えなくてある程度の大まかな議論はしております。しかし受けとめて、今の話は大事ですので、ある程度私たちの出番があれば、やはり提示をしていきたいと思っております。

○仲村未央委員 教育長、やはり人ごとではないんですね。できるもできないも、教育委員会と沖縄県の姿勢にかかっていると思うのですよ。それがいいと思うのだったら、いいと思う形を本当に具体的に突きつけていかなければ、財

源の裏づけなんかどこからも出てきませんよ。今だってもうつぶれそうなくらい、本当にあんなに立派な環境にあるにもそれを生かすだけの財力がないということが、非常に深刻な現状を招いているわけですよ。ですから、今教育長が幼小連携でそれを生かしたい、しかも皆さんの方針を見ると幼小連携でいきたいというのだったら、その方向にいかせるようにもっと真剣に、もっと急いでそこをスピードアップして議論をすべきだし、少なくとも行政内の垣根はもう早くとってもらって、即議論を始めてほしいということを強く申し上げて、これは非常に大きな問題だと思いますのです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会所管関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の裁決の順序及び方法について協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 議案の裁決に入ります前に、継続の動議を提出したいと思えます。私どもとしては、今、議題に上がっている議案に対して継続をして、さらに審議をする必要があると思ひまして、動議を提出させていただきます。

○赤嶺昇委員長 ただいま乙第1号議案に対し、翁長委員から継続審査の動議の提出があります。

よってこの際、乙第1号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。
これより本動議を採決いたします。
本案は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。
本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(可否同数)

○赤嶺昇委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が継続審査とすることに対する可否を裁決いたします。

委員長は、乙第1号議案は継続審査としないと裁決いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第1号議案沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(可否同数)

○赤嶺昇委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、乙第1号議案については否決と裁決いたします。

よって、乙第1号議案は否決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、裁決等区分表により協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情120件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察・調査日程について審査を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、海外視察調査日程について事務局より2案を提示して説明。
その後協議した結果、フィンランド案で実施することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の目的、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇